



Seafood Stewardship Index

水產物管理指標

方法論

2019年4月



まえがき

私たちの地球の海や湖、および河川は、何世紀にもわたり私たちの社会や文化を作り、触発し、影響を与えてきました。また私たちの冒険心や科学的な好奇心を満たすとともに、人々に食料や商売の糧および収入をもたらし、地域社会を守ってきました。

世界には 30 億人が水産物を動物性タンパク質の主要な供給源としている。しかし近年気候変動や人口増加、水産物の一人当たり消費量の増加により人間社会や環境体系が大きく変化し、水界生態系にとてつもない圧力がかかっています。

こうした状況を背景に、ワールド・ベンチマークリング・アライアンス (WBA) は全ての人が恩恵を受けるような持続可能な食糧システムの実現に向けて企業活動の影響を評価し、動機付けを行う取り組みの一環として水産物管理指標 (SSI) を開発しました。

真にグローバルな協議プロセスに従い、WBA は 2018 年 10 月から 12 月にかけて SSI の方法論の草案に対する 8 週間にわたるパブリック・コンサルテーション（意見公募）を実施し、市民社会や経済界、および科学界で活躍されている専門家の方々から詳細なフィードバックをいただきました。多くの方々にご参加いただき協力していただいたおかげで、このベンチマーク基準の成功に不可欠な信頼性と正当性をこの方法論に与えることができました。

最終案がまとめたこの方法論は、今後のデータ収集および分析の指針となります。WBA はこの方法論と収集されたデータに基づき、世界の水産会社上位 30 社が急務である世界の水産業界の変革をどのように推進しているかを評価していきます。

バス・ギヤーツ
リック・ビューケルス
カトリーナ・ナカムラ

目次



| | |
|---------------------------|----|
| 序文 | 4 |
| 水産業界のベンチマーク | 5 |
| 水産物管理指標 | 7 |
| ベンチマーク策定サイクル | 9 |
| 策定プロセス | 13 |
| SSI の対象範囲 | 14 |
| SDG の対象範囲 | 15 |
| 業界の対象範囲 | 20 |
| 企業の対象範囲 | 21 |
| 分析的枠組み | 23 |
| 評価分野とテーマ | 24 |
| 指標 | 25 |
| 重み付けの手法 | 26 |
| 採点およびランク付けの手法 | 28 |
| 評価の枠組み | 30 |
| 評価分野: | |
| □ A 管理監督のガバナンスおよびマネジメント | 31 |
| ■ B サプライチェーンの管理監督 | 34 |
| □ C 人権および労働環境 | 39 |
| ■ D 人権および労働環境 | 46 |
| ■ E 地域社会 | 52 |
| 用語解説 | 55 |
| 主要な概念および定義 | 56 |
| 参考文献 | 63 |
| 別表 | 66 |
| 1 基本指針 WBA | 67 |
| 2 指標策定の情報源 | 68 |
| 3 専門家審査委員会 | 71 |

序文



水産業界のベンチマーク

世界の水産業界は非常に多くの人々に食料や雇用を提供しています。世界の水産業界の主要部門である捕獲漁業および水産養殖にはおよそ 6000 万人が従事しており¹、6 億 6 千万人から 8 億 8 千万人が生活の糧として水産業界に依存しています²。また水産物は特に発展途上国においては重要なタンパク源です。

水産業界は現在数多くの課題に直面しています。気候変動は、海洋生態系および陸域生態系における捕獲漁業や水産養殖に深刻な脅威をもたらす一方で³、水産物製品に対する世界的な需要の高まりは、乱獲や魚資源の持続不可能な利用の原因となっています。特に水産養殖業においては、抗生物質や化学物質の利用や疾病管理、公害および生息地や生物多様性の喪失による生態系の変容などの持続可能性に関わる問題があります。さらに水産業界は、人権や労働条件に関する規制監督体制も様々で、変化の激しい生産環境にも直面しています⁴。このような課題により、水産業界が将来も雇用や栄養価の高い食料を継続的に提供し続けられる可能性に影響が出ています。

水産物は食料品の中で世界最大の単独での取引量を誇るもの¹、ごく少数の企業が世界の生産および取引のかなりの割合を占め、市場を支配しています。また世界の上位 100 社の水産会社のうち、上位 10 社の売上の合計額は業界全体の売上のほぼ 40% に達しています⁴。さらにストックホルム・レジリエンス・センターの調査によると、上位 13 社が世界全体の海洋における漁獲の 11-16% (900-1300 万トンに達する)、および最大で最も価値のある魚種の漁獲の 19-40% を占めています⁵。これらの企業の影響力を考慮すると、このような最大手の企業が水産物の生産に関連する深刻な問題 – 例えば、発展途上国における食料不足や人権侵害、そして世界中の IUU



水産業界のベンチマーク

(違法・無報告・無規制) 漁業など – に対処することができるはずです。これらの企業はそれぞれの分野で新たな開発や投資の最先端を走り、他の企業が従うようなモデルを構築するとともに、そのほぼ全てがそれぞれのバリューチェーンの中で何千もの事業パートナーと協働しています。そこで持続可能性に関する基準を構築してインセンティブを導入するとともに、他の企業を支援することにより、これら最大手の企業はより持続可能な責任ある、そして包括的な水産物のバリューチェーンの構築にあたり、非常に大きな影響力を与えうる可能性があります。

企業に対してより持続可能な水産物業界に向けた取り組みを促す一つの方法として、自らの持続可能性の取り組みに関する実績をベンチマークし、結果を比較評価できる指標を開発する手法があります。合理的で信頼性のある指標は、このような先を見据えた変革を助長する一種の触媒となり得ます。医薬品アクセス貢献度指標 (the Access to Medicine Index) では、発展途上国に住む人々の医薬品へのアクセス状況を改善する目的で、過去 10 年にわたり業界最大手の製薬会社をベンチマークしており、この指標は「医薬品へのアクセスという問題に対する医薬品業界の関与を高めることに素晴らしい貢献をしました。この財団そのものは、医薬品へのアクセスに関する権威として高い評価を得ており、医薬品へのアクセスに対する業界への期待に関わる、極めて政治的な分野における利害関係者間の合意形成において目覚ましい成果を収めてきました⁶。」他の成功を収めたベンチマーク指標には種子アクセス指標 (the Access to Seeds Index)、栄養アクセス指標 (the Access to Nutrition Index) および企業の人権ベンチマーク (the Corporate Human Rights Benchmark) などがあります。

水産物管理指標

水産物管理指標 (SSI: Seafood Stewardship Index) は、世界最大手の水産会社を対象に、国連 (UN) の持続可能な開発目標 (SDGs)⁷ の中の中核事業に最も近い分野における貢献度に関して、実績を評価しベンチマークすることにより、より持続可能で包括的な水産物のサプライチェーン構築を目指すことを目的とする、ワールド・ベンチマークリング・アライアンス (WBA) により現在も開発中の指標です。

SSI の目的は、水産物のサプライチェーンにおける責任および持続可能性の改善のために水産会社ができるうことや、すでに実施していることを明らかにすることで、透明かつ公平な枠組みを提供することにより、水産会社やその利害関係者が管理実績をモニタリングできるようにします。また SSI では優れた実績を示した企業は高く評価される一方で、実績の思わしくない企業は責任を問われます。さらに最優良事例（ベストプラクティス）を取り上げることにより水産業界全体の学ぶ意欲を高め、民間部門の SDGs への貢献を加速させます。評価結果は、業界内の意識を高め前向きな変化を称えるとともに、天然資源やサプライチェーンの管理監督を推進する中で主要な水産会社が果たす役割に関する理解を深めるために公表されます。

金融機関や企業、政府および市民団体は SSI を通じて資本の配分や透明性の向上、企業の持続可能性に関する実績の追跡および比較、そして最終的に SDGs の進展を加速させる活動を促す触媒として活用できる情報を得ることができます。金融機関は、投資または融資する水産会社と関わる中で SSI の結果を活用し、小売業者や輸出入業者は水産物を調達する企業の相対的な強みと弱みを把握することが可能になります。一方市民団体や政府は、SSI

ワールド・ベンチマークリング・アライアンス

WBA は新たに設立された機関で、公共財として、SDGs に基づき企業の実績および事業の影響度を評価するためのベンチマークを無料で公開し、提供しています。また全ての利害関係者と協力し情報を提供することで、市民団体や企業、金融機関および政府がそれぞれの影響力を十分に発揮できるような活動を立ち上げ、最終的には民間部門が SDGs の目標達成に向けて役割を果たせるよう支援します。SDG 目標 17（パートナーシップで目標を達成しよう）の精神に基づく活動が WBA の取り組みの中核です。インデックス・イニシアティブはその活動を WBA の事務局に移し、WBA のベンチマーク基準の策定および展開を主導します。インデックス・イニシアティブは 2015 年から 2018 年にかけて SSI の事務局として活動しました。

WBA は完全に独立した組織で、90 以上の機関との提携により支えられています。WBA に関する詳細はこちらのリンクにアクセスしてください。www.worldbenchmarkingalliance.org

を活用して最も利益/関心のある分野に大きな影響を与える企業を特定し関わることができます。

水産物管理指標

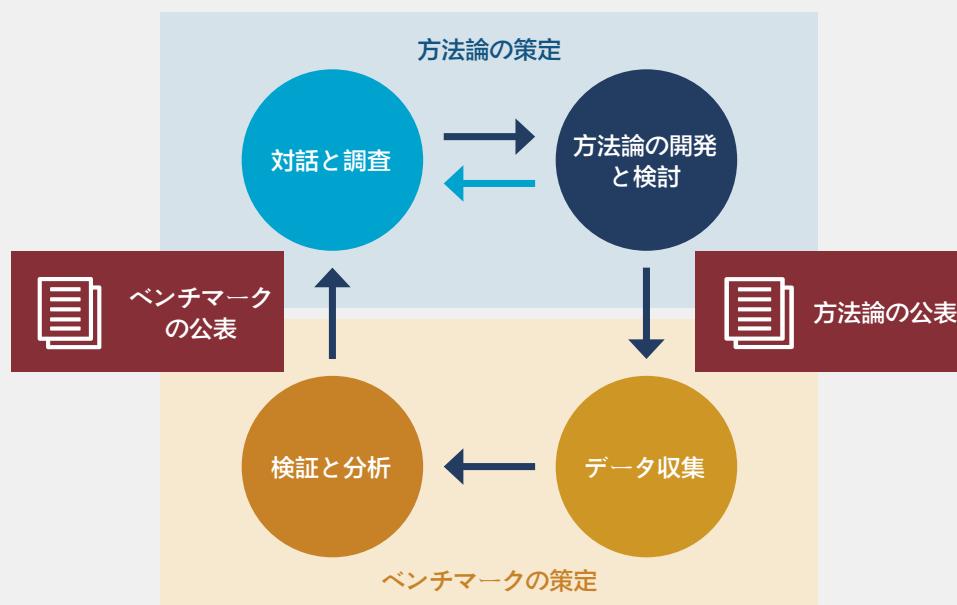
スチュワードシップ（責任ある管理監督）とは？

スチュワードシップとは「個人的なニーズだけでなく、社会や将来の世代、および他の種の利益も十分にバランスよく考慮し、社会に対する重大な責任を引き受ける形で天然資源を保全も含めて責任をもつて活用すること」と解釈することができます⁸。しかし SSI の利害関係者との協議の中で、スチュワードシップの定義は天然資源の責任ある活用という枠を超えて、地域社会の参画や人権、労働慣行および公正な業務慣行など他の側面も考慮すべきであることが示されました。例えば水産会社は、天然資源の効率的な活用や、持続可能な調達源からの原材料調達、および全従業員に対する適切な作業環境の担保や地域社会の尊重などの倫理的な行動を通じてスチュワードシップを実践することが可能になります。

ベンチマーク策定サイクル

SSI は図 1 にまとめられているように確実で体系的なプロセスに従つて開発されており、ベンチマークの策定プロセスに関しては、別表 1 にあるような WBA の「指導原則」に従っています。

図1|ベンチマーク策定サイクル



対話および調査

対話および調査はベンチマークの開発プロセスにおいて重要な要素になっていますが、これは SSI とその方法論が正しいテーマに取り組み、利害関係者の水産業界への期待がしつかり考慮されるようになります。方法論に関する情報や意見を集め、SSI に対する意識を高めるため、ベンチマークの開発プロセス全体にわたり利害関係者との継続的な協議や対話が実施されています。

調査は 2015 年 9 月にインデックス・イニシアティブの「民間部門の役割を解き明かす」という報告書をきっかけに始まりました。この報告書は SDGs に最も貢献できると考えられる 15 の産業を特定する [展望調査](#)ですが、水産業界は目標 1（貧困をなくそう）、目標 2（飢餓をゼロに）、目標 5（ジェンダー平等を実現しよう）、目標 8（働きがいも経済成長も）、目標 12（つくる責任、つかう責任）、目標 14（海の豊かさを守ろう）、目標 15（陸の豊かさも守ろう）、目標 16（平和と公正を全ての人々に）、目標 17（パートナーシップで目標を達成しよう）の分野で重要な貢献が可能であると結論付けています。また地域の漁業を改善し、認証を受けるために多大な努力が払われてきたことも明らかにされている一方で、方針や慣行に関わる透明性が低いため、最大手の水産会社の企業実績に関してはほとんど知られていません。

SSI に関する利害関係者との協議も 2015 年から始まり、インデックス・イニシアティブの調査結果をもとに 2016 年 12 月にジャカルタで [円卓会議](#) が開催されました。この会議では様々な利害関係者が集まり、水産業界にとつ

ベンチマーク策定サイクル

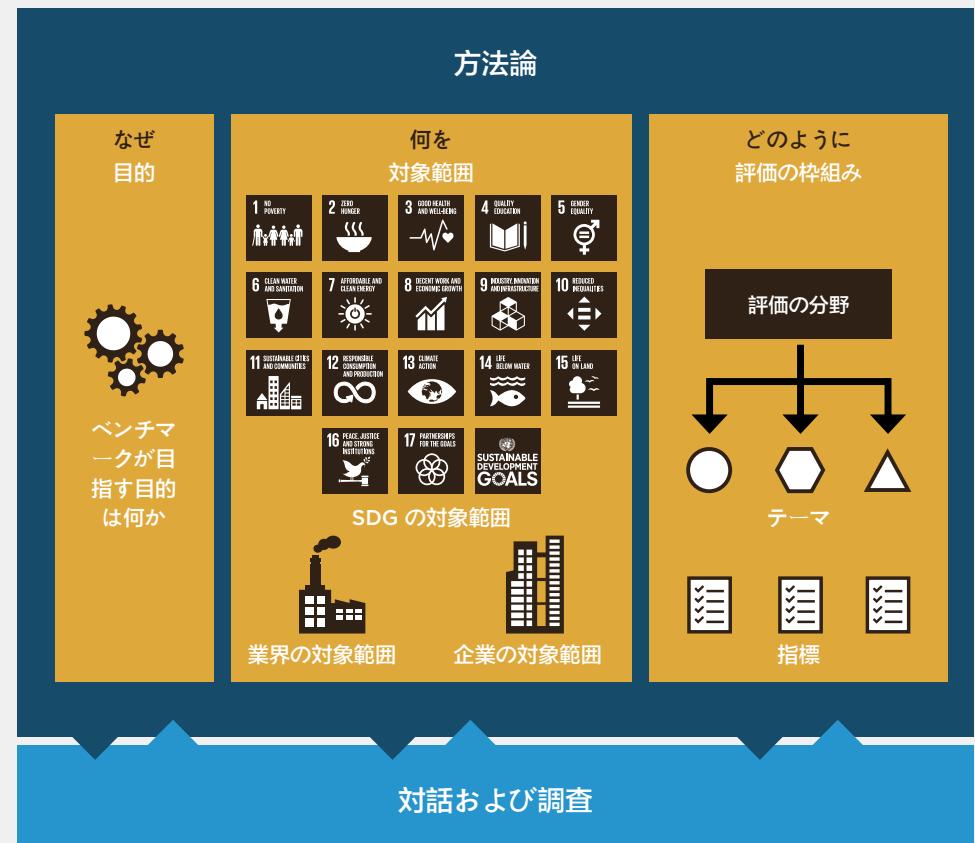
て管理とは何か、SSI は管理に関するどのような問題に取り組むべきか、そして利害関係者が業界最大手の水産会社に対し期待することは何かについて議論し特定しました。

インデックス・イニシアティブの報告書およびその後の利害関係者による協議の結果に基づき、SSI の策定に関する実行可能性調査が実施されました。この調査では、水産会社がより持続可能な水産物生産システムへの移行を実現する上で重要な役割を担っていることを考えると、この指標の策定は妥当であると結論付けています。

方法論の策定および検討

SSI のベンチマークの方法論は図 2 に示されている通り、目的、領域および評価の枠組みから構成されています。

図 2 | SSI の方法論



ベンチマーク策定サイクル

目的

SSIは最大手の水産会社がどのようにサプライチェーンのあらゆる段階において責任ある事業慣行を担保し、世界の海や生態系の持続可能な管理に貢献できるかを示すことを目的としています。

対象範囲

ベンチマークの焦点を定義するもので、以下のようになっています。

- SDG の対象範囲：ベンチマークが焦点を当てるべき SDGs
- 業界の対象範囲：ベンチマークに含まれる業界
- 企業の対象範囲：ベンチマークに含まれる企業。

評価の枠組み

SSIの評価の枠組みでは、対象範囲の企業をベンチマークする際に使用する評価分野やテーマ、および指標が示されています。これらの指標は SSI 方法論の基盤であり、利害関係者間の対話や調査結果をもとに策定されています。利用可能な最高の科学や、関連する原則および規範的基準、報告体制、および部門、製品、課題別の戦略との整合性を取ることにより、SSIを通じて現状の基盤が強化され、さらに価値が高まるとともに、ベンチマーク結果の関連性および影響力を高めることができます（図3）。情報源の例としては、国連食糧農業機関（FAO）の責任ある漁業のための行動規範やグローバル・リポーティング・イニシアティブ（GRI）のサステナビリティ・レポート・スタンダード、および水産養殖管理協議会（ASC）の養殖場および飼料基準などがあります。（情報源の全リストは別表2を参照のこと）。

図3 | 方法論策定の情報源



ベンチマーク策定サイクル

方法論の策定プロセスは、体制や対象範囲、方法論および分析に関する助言を行う独立系の外部専門家からなる専門家審査委員会(ERC)が管理、監督します。ERCの全メンバーのリストは別表3をご参照ください。

SSIの方法論の草案は2017年9月から2018年10月にかけて策定されました。まず評価の枠組みが作られ、2017年12月にERCによるレビューが行われました。その後2018年2月に東京で利害関係者による円卓会議が開催され、出席した企業の重役や市民団体および政府の代表者がSSIに対する期待について議論しました。この協議は、3月と4月にボストンとブルュッセルでそれぞれ開催された北米シーフード・エキスポおよび世界シーフード・エキスポにおいても続き、これらの協議や会議から得られたフィードバックによりSSIの評価の枠組みがさらに強化されました。また広範囲にわたる調査も併せて実施され、評価指標の草案が策定されました。この草案は2018年6月にロンドンで開催された2日間にわたる対面会議の中でERCによりレビューされました。さらに2018年の10月から12月にかけて8週間にわたるオンラインでのパブリック・コンサルテーション（意見公募）が実施され、その後SSIの方法論が最終決定されています。2019年2月から3月にかけてERCによる3回目のレビューが実施されました。

データ収集

方法論が公表された後は、データ収集プロセスが始まります。対象範囲企業の実績を評価するため、企業のホームページや年次報告書、持続可能性報告書およびその他の公開資料などの公開情報を収集します。対象企業はさらに追加情報を提供するよう求められます。企業は全ての質問事項に対してデー

タを提供し、各質問に対してすでに公開されている情報に加えて補足情報を提供する機会を得ることになります。また機密情報は機密保持契約の下で提供することができます。データ収集プロセスに不参加を決めた企業は公開情報のみに基づき採点されます。

検証および分析

収集した全てのデータを検・分析後、実績の範囲を評価し採点の指針案を決定します。その後企業を採点しランクをつけます。結果はSSIにおける企業の強みや弱みなどの実績および最優良事例を示す企業スコアカードのたたき台となります。企業スコアカードはSSI報告書の公表に先立ち企業と共有されます。

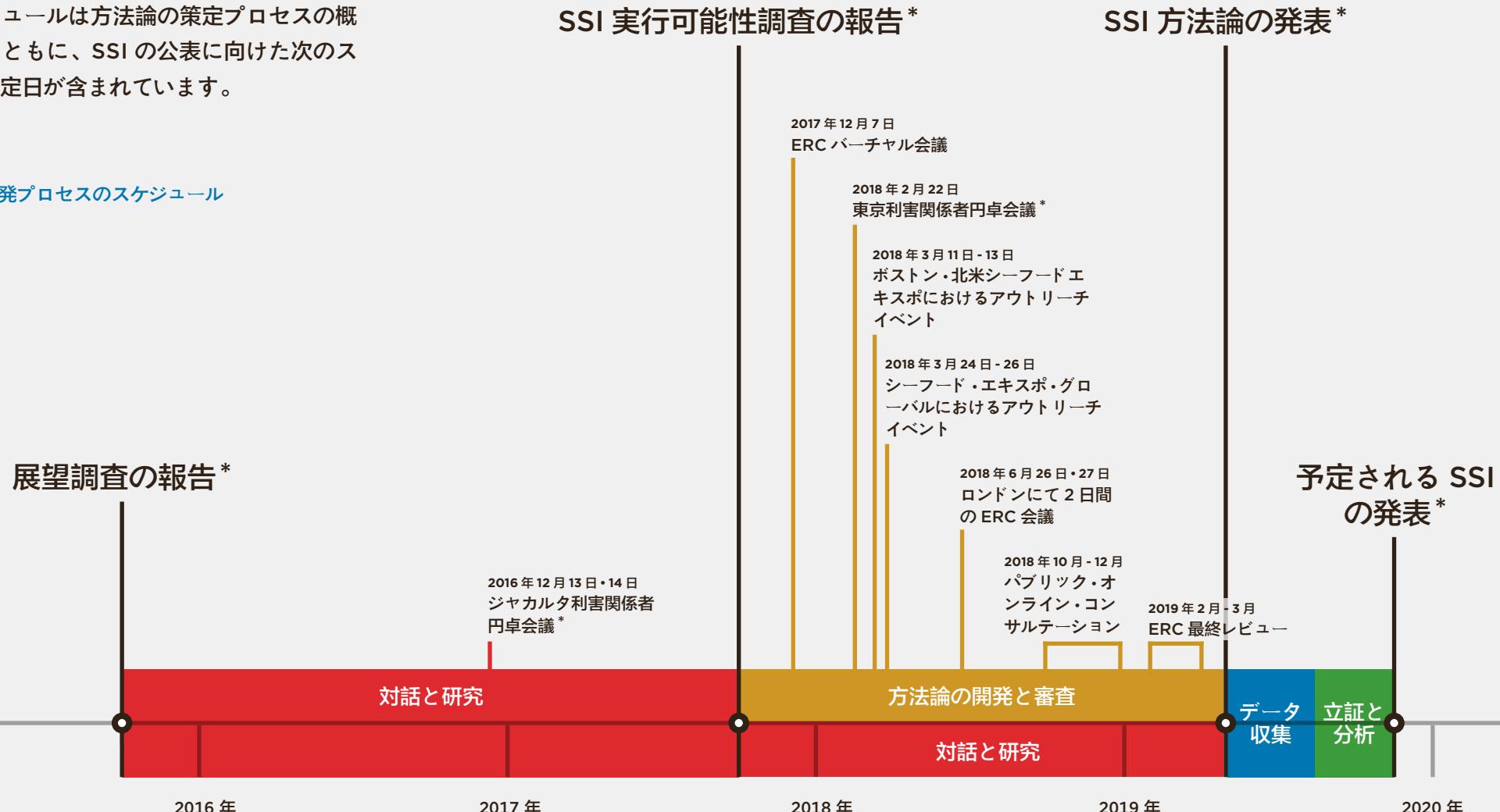
SSIの公表後は、指標を通じて得られた知見および結果を積極的に展開します。この活動にはメディアへのアウトーチや、個々の企業や業界団体へのエンゲージメント、および投資家や銀行、NGOや政策立案者など特定の利害関係者へのアウトーチなどが含まれます。この作業を通じて、SSIの次の反復作業に向けた方法論のレビュー・プロセスに活用するフィードバックを得ることができます。

序文

策定プロセス

このスケジュールは方法論の策定プロセスの概要を示すとともに、SSI の公表に向けた次のステップや予定日が含まれています。

図 4 | SSI 開発プロセスのスケジュール



* ベンチマークに関する出版物は World Benchmarking Alliance ウェブサイトにてご覧いただけます。

SSI の対象範囲



SDG の対象範囲

2015 年、世界の国々は持続可能な開発のための 2030 アジェンダと持続可能な開発のための 17 の目標 (SDGs) 、およびこれらに対応する 169 のターゲットを採択しました。水産業界にとって最も関連のある目標およびターゲットに絞り込んで対象範囲を設定することは、水産業界が最も大きな影響力を与えることができる SSI に焦点を当てるために必要な手法です。

全 17 の目標および 169 のターゲットの評価を実施し、水産業界が最も影響力を発揮し最も貢献できる目標およびターゲットを特定しました。

各 169 のターゲットに関しては以下の基準をもとに評価しています。

1. 水産業者がターゲット達成に有意義な貢献ができる。
2. ターゲットと水産業者の中核事業に明確なつながりがある。
3. ターゲットがベンチマークの対象範囲と関連がある。
4. ターゲットが利害関係者の水産業界に対する期待と一致する。

4 つの基準を全て満たす SDGs の目標は 28 項目ありました（表 1 参照）。これらは指標の対象範囲に含まれており、目標 1（貧困をなくそう）、目標 2（飢餓をゼロに）、目標 5（ジェンダー平等を実現しよう）、目標 8（働きがいも経済成長も）、目標 12（つくる責任、つかう責任）、目標 14（海の豊かさを守ろう）、目標 15（陸の豊かさも守ろう）に分類されます。水産業界がこの他の目標に対し影響力を発揮できないわけではないが、今回特定したこれらの 7 つの目標の達成に最も貢献できると考えます。

SDG の対象範囲

表1 | 対象範囲の SDGs とターゲットおよびその根拠

**根拠**

発展途上国は、他のどの農作物（ゴムやココア、コーヒーまたは砂糖など）よりも水産物の輸出から多くの収入を得ている¹。また世界の全ての水産物取引の60%は発展途上国に由来する¹。水産物の加工活動の場所を特定し、地域コミュニティおよび小規模生産者から水産物製品を調達することにより、低所得国の雇用に貢献し、人々の生活を改善できる。

関連する目標

1.4 2030年までに、貧困層および脆弱層をはじめ、すべての男性及び女性が、基礎的サービスへのアクセス、土地およびその他の形態の財産に対する所有権と管理権限、相続財産、天然資源、適切な新技术、マイクロファイナンスを含む金融サービスに加え、経済的資源についても平等な権利を持つことができるよう確保する。

**根拠**

特に貧しい人々にとって魚は非常に栄養価が高く、貴重なタンパク源であり、必須栄養素も豊富である⁹。主に発展途上国に住むおよそ3億人の人々が、動物性タンパク質の摂取を水産物に依存している¹⁰。持続可能な水産物の生産は、世界規模で食料安全保障および栄養面で貢献している。栄養価の高い水産物を地域において利用、アクセスおよび活用できれば、地域の食料安全保障にさらに貢献できる。

関連する目標

- 2.1** 2030年までに、飢餓を撲滅し、すべての人々、特に貧困層および幼児を含む脆弱な立場にある人々が一年中安全かつ栄養のある食料を十分得られるようにする。
- 2.2** 5歳未満の子どもの発育阻害や消耗性疾患について国際的に合意されたターゲットを2025年までに達成するなど、2030年までにあらゆる形態の栄養不良を解消し、若年・女子、妊婦・授乳婦および高齢者の栄養ニーズへの対処を行う。
- 2.3** 2030年までに、土地、その他の生産資源や、投入財、知識、金融サービス、市場および高付加価値化や非農業雇用の機会への確実かつ平等なアクセスの確保などを通じて、女性、先住民、家族農家、牧畜民および漁業者をはじめとする小規模食料生産者の農業生産性および所得を倍増させる。
- 2.4** 2030年までに、生産性を向上させ、生産量を増やし、生態系を維持し、気候変動や極端な気象現象、干ばつ、洪水およびその他の災害に対する適応能力を向上させ、漸進的に土地と土壤の質を改善させるような、持続可能な食料生産システムを確保し、強靭（レジリエント）な農業を実践する。
- 2.5** 2020年までに、国、地域および国際レベルで適正に管理および多様化された種子・植物バンクなども通じて、種子、栽培植物、飼育・家畜化された動物およびこれらの近縁野生種の遺伝的多様性を維持し、国際的合意に基づき、遺伝資源およびこれに関連する伝統的な知識へのアクセスおよびその利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分を促進する。
- 2.A** 開発途上国、特に後発開発途上国における農業生産能力向上のために、国際協力の強化などを通じて、農村インフラ、農業研究・普及サービス、技術開発および植物・家畜のジーン・バンクへの投資の拡大を図る。

SDG の対象範囲

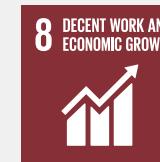


根拠

女性は魚製品の処理、加工およびマーケティングに重要な役割を果たしている¹¹。加工業などの第2次産業活動に携わり、しばしば低い賃金で高度な労働集約型の仕事をする女性の割合は90%に達する可能性がある¹²。水産業界における男女平等を推進することにより、女性の完全かつ効果的な社会参加に貢献できるだけでなく、水産物のサプライチェーンで活躍する人々にも平等な機会を提供できる。

関連する目標

- 5.1** あらゆる場所におけるすべての女性および女児に対するあらゆる形態の差別を撤廃する。
- 5.2** 人身売買や、性的およびその他の種類の搾取など、すべての女性および女子に対する、公共・私的空間におけるあらゆる形態の暴力を排除する。
- 5.5** 政治、経済、公共分野でのあらゆるレベルの意思決定において、完全かつ効果的な女性の参画および平等なリーダーシップの機会を確保する。



根拠

世界では約6000万人が第一次産業である捕獲漁業および水産養殖に従事し¹、およそ6億6千万人から8億8千万人が生活の糧として水産業界に依存している²。水産業界は未熟練または単純労働者に大きく依存しており、少ない利益で生産する分野においては、労働者の人権を守り、身体的な安全を確保し、地位の向上を支援するためにディーセント・ワーク（人間らしい働きがいのある仕事）を推進する方策が必要である。また付加価値の高い加工業務などの労働集約型の活動も雇用の創出および経済成長に寄与できる。

関連する目標

- 8.2** 高付加価値セクターと労働集約型セクターに重点を置くことなどにより、多様化、技術向上およびイノベーションを通じた高いレベルの経済生産性を達成する。
- 8.4** 2030年までに、世界の消費と生産における資源効率を漸進的に改善させ、先進国主導の下、持続可能な消費と生産に関する10カ年計画枠組みに従い、経済成長と環境悪化の分断を図る。
- 8.5** 2030年までに、若者や障害者を含むすべての男性および女性の、完全かつ生産的な雇用および働きがいのある人間らしい仕事、ならびに同一労働同一賃金を達成する。
- 8.7** 強制労働を根絶し、現代の奴隸制、人身売買を終らせるための緊急かつ効果的な措置の実施、最悪な形態の児童労働の禁止および撲滅を確保する。2025年までに児童兵士の募集と使用を含むあらゆる形態の児童労働を撲滅する。
- 8.8** 移住労働者、特に女性の移住労働者や不安定な雇用状態にある労働者など、すべての労働者の権利を保護し、安全・安心な労働環境を促進する。

SDG の対象範囲



根拠

水産業界のサプライチェーンにおける世界の食品ロスおよび食品廃棄率は 35% と推定される¹³。漁業において天然資源を有効に活用するためには、対象種を適切に管理するとともに、特に保護種や絶滅危惧種の混獲や廃棄の状況をモニタリングしその影響を軽減する必要がある。水産養殖においては、通常サプライチェーン全体において、責任ある生産が食品ロスおよび廃棄物排出の低減

関連する目標

- 12.2** 2030 年までに天然資源の持続可能な管理および効率的な利用を達成する。
- 12.3** 2030 年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食料の損失を減少させる。
- 12.4** 2020 年までに、合意された国際的な枠組みに従い、製品ライフサイクルを通じ、環境上適正な化学物質やすべての廃棄物の管理を実現し、人の健康や環境への悪影響を最小化するため、化学物質や廃棄物の大気、水、土壌への放出を大幅に削減する。
- 12.5** 2030 年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用および再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。
- 12.6** 特に大企業や多国籍企業などの企業に対し、持続可能な取り組みを導入し、持続可能性に関する情報を定期報告に盛り込むよう奨励する。



根拠

乱獲は海洋にとって気候変動に次ぐ 2 番目に深刻な脅威と考えられている。2014 年には野生魚資源の約 30% が乱獲され、60% が完全に搾取され、将来的な成長が見込めるのはわずか 10% であると判断された⁹。特に IUU 漁業は海洋生態系にとって深刻な脅威であり、国や地方の持続可能性や海洋生物多様性に関する方策を齎かすものになっている。責任ある漁業管理や追跡可能な調達先の確保により、海や海洋資源の持続可能な利用に貢献することが可能になる。

関連する目標

- 14.1** 2025 年までに、海洋堆積物や富栄養化を含む、特に陸上活動による汚染など、あらゆる種類の海洋汚染を防止し、大幅に削減する。
- 14.2** 2020 年までに、海洋および沿岸の生態系に関する重大な悪影響を回避するため、強靭性（レジリエンス）の強化などによる持続的な管理と保護を行い、健全で生産的な海洋を実現するため、海洋および沿岸の生態系の回復のための取組を行う。
- 14.4** 水産資源を、実現可能な最短期間で少なくとも各資源の生物学的特性によって定められる最大持続生産量のレベルまで回復させるため、2020 年までに、漁獲を効果的に規制し、過剰漁業や違法・無報告・無規制（IUU）漁業及び破壊的な漁業慣行を終了し、科学的な管理計画を実施する。
- 14.A** 海洋の健全性の改善と、開発途上国、特に小島嶼開発途上国および後発開発途上国の開発における海洋生物多様性の寄与向上のために、海洋技術の移転に関するユネスコ政府間海洋学委員会の基準・ガイドラインを勘案しつつ、科学的知識の増進、研究能力の向上、および海洋技術の移転を行う。
- 14.B** 小規模・沿岸零細漁業者に対し、海洋資源および市場へのアクセスを提供する。

SDG の対象範囲



根拠

水産養殖は世界における消費量の面で野生魚を追い越したが、ずさんな管理をすれば水産養殖は生態系に悪影響を及ぼす可能性がある。また、水産養殖の持続可能な管理および投入物（例：飼料、水および化学的治療薬）の有効活用により、陸域生態系の持続可能な活用に貢献し、土地の劣化や生物多様性の喪失を防ぐことができる。

関連する目標

- 15.1 2020 年までに、国際協定の下での義務に則って、森林、湿地、山地および乾燥地をはじめとする陸域生態系と内陸淡水生態系およびそれらのサービスの保全、回復および持続可能な利用を確保する。
- 15.5 自然生息地の劣化を抑制し、生物多様性の損失を阻止し、2020 年までに絶滅危惧種を保護し、また絶滅防止するための緊急かつ意味のある対策を講じる。
- 15.8 2020 年までに、外来種の侵入を防止するとともに、これらの種による陸域・海洋生態系への影響を大幅に減少させるための対策を導入し、さらに優先種の駆除または根絶を行う。

業界の対象範囲

利害関係者による幅広い対話および協議に基づき、SSI は水産物および/または水産養殖用飼料を生産する水産業界の会社に焦点を当てていきます。水産養殖用飼料会社は水産物製品を生産しませんが、飼料生産は他の多くの水産物製品の持続可能性に影響を与えるので、利害関係者は水産養殖用飼料会社も指標に含めるよう求めました。水産養殖用飼料会社を含めることにより、国際的な水産物市場と国内および地域の水産養殖生産との間につながりが形成されます。



企業の対象範囲

世界の水産業界における最大手の企業は、より持続可能な水産物生産体制への転換を加速できる立場にいます。特にトップの 30 社は世界の水産物市場において大きなシェアを占めており、その規模と影響力により、業界内で他の企業に対して規範を示すことが多々あります。「キーストーン・アクター（要の当事者）」という概念はオステルブルム博士とその同僚により取り入れられましたが⁵、ある業界における最大手の企業は、自らが活動する制度体制の構造および機能に不均衡なほど多大な影響を与えうることを示唆して

表 2 | キーストーン・アクターの特徴およびSSIの対象企業選択基準と企業評価

キーストーン・アクターの特徴

企業の世界的生産量および収入が業界内の大半を占める。

SSI の対象企業選択基準

企業は水産物および/または水産養殖用飼料に関連する収入をもとに選ばれる。

企業評価

アンダーカレントニュース (the Undercurrent News) が2017年11月に発表した「世界大手水産会社 100 社」⁴ を水産物関連の収入を特定する資料として活用。この報告書には水産養殖用飼料会社、または水産会社の水産養殖用飼料関連の収入は含まれていないため、追加調査および専門家審査委員会 (ERC) のメンバーによる助言により、水産養殖用飼料会社および水産養殖用飼料関連の収入が非常に多い水産会社を特定するとともに、水産養殖用飼料関連の製品群が多い水産会社の収入を再評価し、リストに載せるかどうかを確認した。対象となる企業の暫定リストは Intrafish150 の報告書のランキングと照合した。

キーストーン・アクターの特徴

企業が生産に関連する分野を世界的に支配している。

SSI の対象企業選択基準

企業はサプライチェーン内において複数の分野で活動する、または一つの分野を独占する形で重要な位置を占めている。

企業評価

暫定企業リストに掲載されている各企業は、サプライチェーン内における活動分野および製品構成中の種や製品グループによって評価された。

キーストーン・アクターの特徴

企業が子会社を通じて世界的にエコシステムをつないでいる。

SSI の対象企業選択基準

企業は国際的な水産物関連の子会社および事業所を所有し、製品を世界的に調達および販売している。

企業評価

各企業は国際市場で調達や販売をしているか、および別の国に子会社や事業所があるかを基準に評価された。

企業の対象範囲

これらの基準および評価に基づき、SSI には以下の 30 社の企業が選ばれました（表3を参照のこと）。

表 3 | SSI に含まれる企業

| 名称 | 国 | 所有 | 収入 (100 万 米ドル)* | 名称 | 国 | 所有 | 収入 (100 万 米ドル)* |
|----------------------|-------|-----|-----------------------|---|---------|-----|-----------------------|
| 1 マルハニチロ株式会社 | 日本 | 公開 | 7,158 | 16 クックアクアカルチャー& クックシーフード USA | カナダ | 非公開 | 1,339 |
| 2 日本水産株式会社 (ニッスイ) | 日本 | 公開 | 5,707 | 17 シュオウヴァンドカンパニー (バイオマー) | デンマーク | 公開 | 1,263 ^V |
| 3 タイユニオングループ | タイ | 公開 | 3,752 | 18 ヌエバペスカノバ | スペイン | 公開 | 1,134 |
| 4 モーウィー ^I | ノルウェー | 公開 | 3,694 | 19 トリマリンインターナショナル | 米国 | 非公開 | 1,050 |
| 5 三菱商事株式会社 | 日本 | 公開 | 3,400 | 20 サルマール | ノルウェー | 公開 | 1,044 |
| 6 ドンウォンエンタープライズ | 韓国 | 公開 | 3,163 | 21 ラベリエファインフード | フランス | 非公開 | 1,040 |
| 7 レッドチャンバーグループ | 米国 | 非公開 | 2,575 | 22 上海 フィッシュシャリーズジェネラルコーポレーション ^{VI} | 中国 | 国有 | 1,038 |
| 8 ヌトレコ (スクレッティング) | オランダ | 公開 | 2,543 ^{II} | 23 ロイヤルグリーンランド | グリーンランド | 国有 | 1,005 |
| 9 トライデントシーフード | 米国 | 非公開 | 2,400 | 24 F.C.F. フィッシュシャリー | 台湾 | 非公開 | 1,000 |
| 10 オーステボルシーフード | ノルウェー | 公開 | 2,186 | 25 ハイライナーフード | カナダ | 公開 | 956 |
| 11 株式会社極洋 | 日本 | 公開 | 2,123 | 26 バンブルビーフード | 米国 | 非公開 | 955 |
| 12 カーギルアクアニュートリション | 米国 | 非公開 | 2,140 ^{III} | 27 横浜冷凍株式会社 (ヨコレイ) | 日本 | 公開 | 940 |
| 13 チャロエンポクパンドフーズ | タイ | 公開 | 1,917 ^{IVV} | 28 ウエールズグループ (シーバリュー&シーウエルス) | タイ | 非公開 | 896 |
| 14 丸紅株式会社 | 日本 | 公開 | 1,900 | 29 パーレヴリエット&バンデプラス | オランダ | 非公開 | 848 |
| 15 パシフィックシーフードグループ | 米国 | 非公開 | 1,370 | 30 ノマドフーズ | ノマドフーズ | 公開 | 800 |

* 収入の情報は特に明記しない限り、2016 年の企業の売上を基にした Undercurrent News の 2017 年度報告を参考。

I 旧マリーン・ハーベスト (2019年1月1日まで)

II 2014 年度収入は 21 億ユーロ。参照: www.skretting.com. 適用為替レート: EUR 1 = USD 1.2110232824 (Exchange rate 31-12-2014 XE currency converter).

III 2016 年度のカーギルアクアニュートリションの収入は総収入 1072 億ドルの約 2%。参照: www.cargill.com.

IV 2016 年度の水産養殖の売上は 686.42 億バーツ。参照: [www.cpeworldwide.com.Pdf \(page 11\)](http://www.cpeworldwide.com.Pdf (page 11)). 適用為替レート: THB 1 = USD 0.0279251606 (Exchange rate 31-12-2016 XE currency converter).

V 2016 年売上は 12 億ユーロ。参照: www.biomar.com. 適用為替レート: EUR 1 = USD 1.0522549824 (Exchange rate 31-12-2016 XE currency converter).

VI 上海フィッシュシャリーズジェネラルコーポレーションは 2017 年に Bright Food Group の完全子会社となつた

分析的枠組み

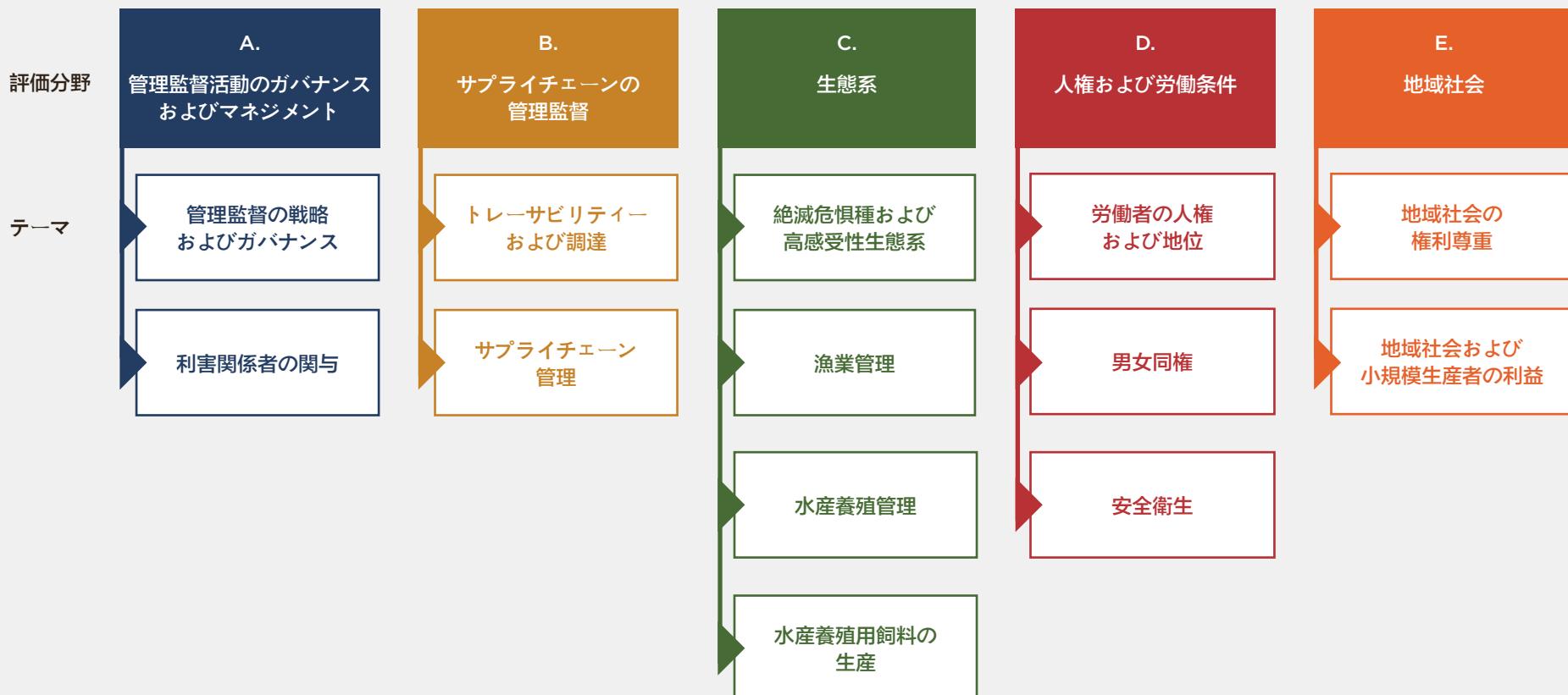


評価分野とテーマ

SSI は 5 つの異なる分野における企業の実績を評価しますが、これは SDGs からヒントを得たもので、広範囲にわたる調査および利害関係者の協力を通じて定義づけされています。これらの分野は利害関係者が企業の行動を期待する領域を示すとともに、どの領域で企業が最も貢献できるかを

明確に表しています。各評価分野は 2 つ以上のテーマから成り、各テーマは複数の指標とリンクしています。図 5 は SSI の 5 つの評価分野および関連テーマを示しています。

図 5 | SSI の評価分野およびテーマ



指標

8つの重要な要素から、SSIに含まれる仮の指標の基礎を規定しました。

1. SDG目標
2. 利害関係者からの期待
3. 利用できる最高の科学
4. 原則および規範的基準
5. 企業の報告の枠組み
6. 部門、製品、および課題ごとの取り組み
7. 現在の業界および最良事例
8. 現行のベンチマーク

最も適切で関連のある科学的調査を特定するために詳細な評価を実施し、その後関連する原則および規範的基準、企業からの報告の枠組み、およびSSIの対象範囲に関連する分野や製品、および問題ごとの具体的な取り組みを特定しました。この取り組みを通じて各指標が従来の手段に沿うものになり重複を避けることができます。さらにこれまでのベンチマーク基準からも多く着想を得ました。

指標の区分

水産会社のスチュワードシップ（責任ある管理監督）の取り組みを正確に評価するために、3つの指標区分を通じてその行動を査定していきます。

I. コミットメント（公約）

例えば企業方針または戦略という形で示される企業のコミットメントは、多くの場合より責任ある包括的な水産物サプライチェーンの構築に向けた第一歩であり、企業が達成したい目標を表しています。ここで考慮されるのは、コミットメントが公開されているか（例：企業のホームページまたは報告書）、その実現に向けた明確な取り組みが実施されているか、親会社または持ち株会社の本部レベルで策定されているかという点です。SSIでは収集した情報を利用して、企業のコミットメントの実施状況や達成度を追跡します。

II. 透明性

透明性が高まれば説明責任が果たされ、活動の取り組みや進捗状況の共有化も図れます。本指標は企業のスチュワードシップの方針および活動に関する公開情報を評価します。SSIでは企業の公開情報の関連性および詳細度や、情報公開が親会社または持ち株会社の本部レベルで実施されているかが考慮されます。

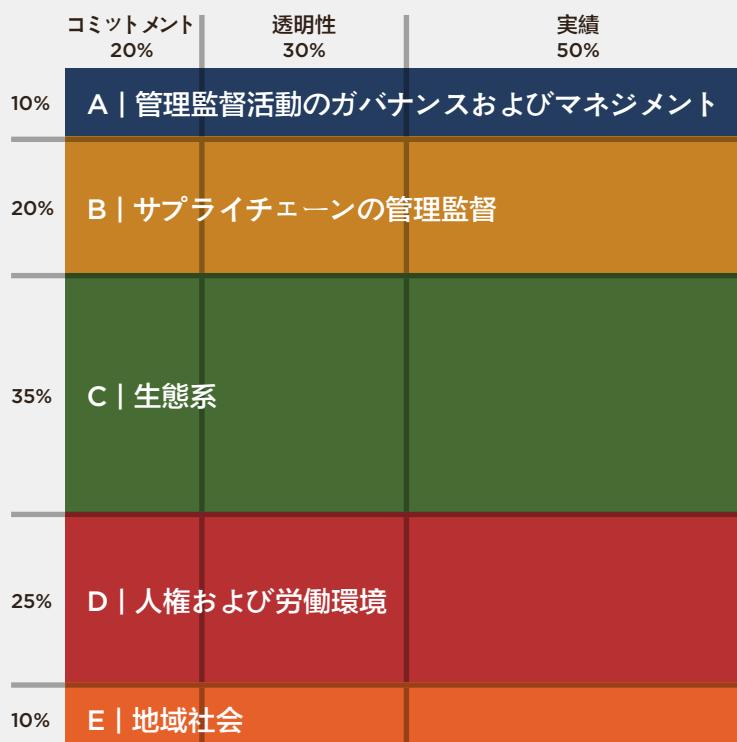
III. 実績

企業のスチュワードシップに対する取り組みが影響を与える分野です。本指標は企業がそのコミットメント、方針および戦略をどの程度実行しているかを評価します。ここでは企業が実施する実際の活動やプログラム、およびその影響の管理方法が考慮されます。SSIでは親会社または持ち株会社全体の実績に重点を置いています。

重み付けの手法

SSI では重み付けの手法を用いて企業の実績を比較評価します。この手法により評価の枠組みが公平でバランスの取れたものになり、利害関係者の優先事項を反映したものになります。また SSI の重み付けの手法はできるだけ簡単に説明や理解ができるようにして、将来本指標を必要に応じて微調整できるようにすることが重要です。

図 6 | 重み付けの手法



SSI の重み付けの手法は、既存の医薬品アクセス貢献度指標や種子アクセス指標で開発された 2 つの軸にまたがるあらかじめ設定された重要度を加味した実証済みのモデルに基づいています。SSI モデルの一つ目の軸は、管理監督活動のガバナンスおよびマネジメント (A)、サプライチェーンの管理監督 (B)、生態系 (C)、人権および労働環境 (D) および地域社会 (E) の 5 つの評価分野から成り立っており、もう一つの軸にはコミットメント、透明性および実績の 3 つの評価指標があります。これらの 2 つの軸にあるそれぞれの区分に対して、各軸ごとに割合が 100% になるように重要度が設定されています。図 6 はこのような重み付けの手法および各区分の重要度の割合を示しています。

指標区分に対する重要度は以下の検討に基づいています。

- 協議の中で大多数の利害関係者は、企業が実際に影響を与える領域である実績の区分をコミットメントおよび透明性より重視すべきであると強調。そのため全ての実績に関する指標全体に 50% の加重を振り分けている。
- 複数の利害関係者が、水産物業界におけるさらに高い透明性の確保の重要性を強調。企業の管理監督活動に関連する情報を公開することにより、説明責任が果たされ、利害関係者にも情報が展開される。透明性の区分には合計 30% の加重を振り分けている。
- より持続可能な企業活動の実現に向けた第一歩を踏み出した企業に報いるため、コミットメントにも考慮しなければならない。目標にコミットすることにより、さらに取り組みに深く関わる機会が開ける。コミットメントの区分には合計 20% の加重を振り分けている。

重み付けの手法

評価分野に対する重み付けは以下の考察に基づいています。：

- ・ 全評価分野の中では、生態系（評価分野C）が最も重要視されている（35%）が、これは水産業界が生態系サービスに大きく依存し、これらの生態系の健全性に大きな影響を与えるためである。適切に機能する生態系なくして産業は成り立たず、仕事も所得も生まれない。
- ・ 人権および労働条件の評価分野（D）に関しては、非常に多くの人々が水産業界を通じて提供される仕事に依存しているため、2番目に重要度が高くなっている（25%）。大多数の産業労働者は生産の初期段階に従事しているが、この段階においては、児童労働や強制労働など人間らしい労働条件が満たされない事例が最も多く報告されており、このような劣悪な労働条件は水産物のサプライチェーンの中にいまだに残っている。
- ・ スチュワードシップ（管理監督活動）のガバナンスおよびマネジメント（評価分野A）と地域社会（E）の2つの評価分野については、残りの割合を割り振つて各10%の重み付けとなつていて。スチュワードシップがどの程度企業のカバナンス構造に織り込まれているか、また企業がいかに利害関係者を巻き込みスチュワードシップ活動を改善していくかといった課題に対処するうえで管理監督活動のガバナンスおよびマネジメントは、重要である。大規模な水産会社の産業活動は、事業を展開する地域で生活し働く人々に大きな影響を与える。地域社会の位置づけを認識するために、企業は地域社会に住む人々の権利を尊重し、生活に恩恵を与えるような事業を営まなければならない。

適用外指標

SSIは全ての企業を総合的に順位付けすることを目指し、水産物業界における最大手企業の持続可能性に関する実績をベンチマークし評価します。

しかし、必ずしも全ての対象企業に関連があるわけではない指標もあります。例えば、水産養殖を行っていない企業は水産養殖に関する指標では採点できません。企業に関連性のない指標ではその企業を採点できないので、その場合は、他の関連指標の平均点に基づく中立的な点数が適用されます。中立的な点数はデータ収集、分析および採点に関するガイドラインの作成後に決定されます。

企業は水産業界における特定の問題に対し必ずしも直接的な影響を与えるわけではありませんが、利害関係者は、企業が取り組む責任がある問題もいくつか存在すると考えました。例えば水産養殖製品のみを調達する企業は、疾病治療および疾病管理の方法などの主要な生産工程に係わる問題に取り組む責任があります。そのため、たとえ企業がこれらの問題に直接影響を与えなくても、関連する指標に対して採点されることになります。

採点およびランク付けの手法

SSI の各指標にはあらかじめ定義された採点基準に照らして得点が与えられます。これらの基準は利害関係者の期待値や SDGs 、 ERC からの助言、および現在の活動状況や慣行に対する幅広い調査に基づいています。SSI は標準化されたプロセスを用いて企業情報を収集、分析し、各指標ごとに採点します。

データ収集、分析および採点

SSI データ収集、分析及び採点プロセスは以下の通りとなります。

1. アンケートおよびオンラインプラットフォームの作成

企業データはアンケートを通じて集めます。アンケートには各指標ごとに 1 つまたは 2 つの質問が設定されており、これらの質問を通じて情報を集め、指標に基づいて企業を評価し採点します。会社の組織および特徴に関する一般的な質問もあります。このアンケートはオンライン上のプラットフォームに作成されますが、対象企業と SSI のプロジェクトチームのみがアクセスできます。企業は記入前にアンケートの内容を確認することができるので、あらかじめ回答を準備する機会があります。

2. 公表情報の調査

公表されている様々な情報源から企業情報をを集め、事前にアンケートに入力します。企業情報は企業のホームページや報告書、および行動規範などから集められる一方で、その照合のために第三者機関による報告も活用されます。

3. 企業の報告

事前入力したアンケートは、オンラインプラットフォームを通じて各企業と共有します。企業はそのデータを確認し、補足情報を入力し、一定の期間内にアンケートを完成させます。また機密情報に関しては非公開で提出できます。アンケートを記入しない選択をした企業は、公表されている情報のみから採点されることになります。

4. データの分析および解明

SSI プロジェクトチームは提出されたアンケートを確認、分析するとともに、企業に連絡を取り情報の明確化および検証を行います。

5. 採点ガイドラインの最終決定

各指標は採点ガイドラインに基づき評価します。これらのガイドラインは、公表データおよび企業から提供されたデータに合わせて修正し、その後最終的に決定します。この評価により、企業の先進的な取り組みや遅れている取り組みをより正確に反映させることができます。最終的なガイドラインは SSI と共に発表されます。

6. 企業採点

各指標に対する最終的なガイドラインは企業の実績を採点するために活用します。採点ガイドラインの各セットは 0 点から 5 点の段階で評価され、企業は各指標に対して最大 5 点を獲得することができます。企業の得点は SSI プロジェクトチームの複数の分析者によりレビューされ、採点プロセスの公平さと一貫性を担保します。

採点およびランク付けの手法

7. 企業のスコアカード

企業の得点および一般情報は企業ごとの個々のスコアカードの策定に活用されます。スコアカードは企業の SSI に関する実績の概要を示すとともに、主要な判断材料になります。またこのカードは SSI の公表前に各企業に共有され、その実績とランキングを通知します。

8. SSI の公表

公表された SSI には全体のランキングや主要な調査結果および個々の企業のスコアカードが含まれています。

エビデンス（証拠）の種類

企業は提出するデータの裏付けとして、企業方針や年次報告書、持続可能性報告書、行動規範およびガイドラインなどの様々な情報源をエビデンス（証拠）として提出することができます。また外部評価や監査報告書、マスコミ記事または別の目的で作成された報告書など外部の情報源に関しても、SSI 指標に関連があり適用可能な信頼のおける情報が含まれる場合はエビデンスとして提出できます。

コミットメントの指標を裏付けるエビデンスは、企業が公約を掲げ、それに向かってどのような取り組みを実施するかを定めた企業方針から得ることができます。SSI では、公約の実施に関する短・中・長期目標およびスケジュールなどの具体的な情報を含む明確な取り組みの裏付けがあるコミットメントを求めています。また透明性の指標のエビデンスに関しては、公表されている情報に重点を置きます。SSI では企業に対し情報公開を奨励するととも

に、開示する情報の種類や関連性および詳細度を考慮します。実績の指標の裏付けには、企業がすでに実施している実際の慣行、プログラムおよび活動や、事業の影響管理の方法、および慣行の企業業務全範囲への適用の有無を示すエビデンスが必要です。採点における適切なエビデンスとみなされる情報の例はアンケートに記載されています。

また複数の指標に対して、アンケートでは企業の慣行やプログラムおよび活動が全ての業務およびサプライチェーンに適用されているか、または限定的な適用かを見極めるために、企業の事業範囲に関する追加情報も求めています。

企業の業務およびサプライチェーン

SSIにおいては、“自社業務において”という表現は、親会社または持ち株会社、およびその親会社または持ち株会社が 51% 以上の株式を所有する子会社を意味し、“サプライチェーン”は企業の全てのサプライチェーン業務を表します。

評価の枠組み

- A | 管理監督活動のガバナンスおよびマネジメント
- B | サプライチェーンの管理監督
- C | 生態系
- D | 人権および労働環境
- E | 地域社会



A | 管理監督のガバナンスおよびマネジメント



本評価分野は、管理監督活動が水産会社のガバナンス体制や戦略、およびマネジメント体制にどのように落とし込まれているか、そして企業が管理監督体制を改善し、持続可能性の取り組みや SDGs に貢献するためにどのように利害関係者と関わり協力しているかを分析します。この分野は以下の 2 つのテーマがあります。

- 管理監督の戦略およびガバナンス
- 利害関係者の関与

管理監督の戦略およびガバナンス

企業は管理監督に関する明確な公約および戦略を策定し、業務に落とし込むことが求められていますが、ほとんどの企業はそれぞれの持続可能性に関する戦略の中でこの活動に取り組んでいます。管理監督に関する短中長期目標を設定し公表することにより、企業の活動がより具体化され管理しやすくなるとともに、説明責任も生まれます。管理監督の戦略を成功裡に実施する為には、定期的なモニタリングや進捗状況の評価とともに、役員レベルによる監督が鍵になります。

A.I.1 コミットメント

持続可能性の戦略

企業はグローバル事業全体の持続可能性に関する戦略を持っている。

指標の根拠

企業の持続可能性に関する戦略には、管理監督の問題にどう取り組むかに関するコミットメントが含まれる。この戦略は親会社または持ち株会社のあらゆる世界的な業務に適用された場合に最も大きな影響を与える。

SDG 目標との関連性

12.6

A.I.2 コミットメント

ガバナンスおよび説明責任

企業のガバナンス体制に、持続可能性戦略の実施に関する役員レベルの責任および説明責任が含まれている。

指標の根拠

持続可能性に対する責任が役員レベルにある場合、持続可能性の目的に関心が集まり、目標達成の可能性が高くなる。

SDG 目標との関連性

12.6

A.II.1 透明性

持続可能性に関する報告の公表

企業は持続可能性戦略の短中長期的目標および成果に関する報告を公表している。

指標の根拠

報告を公表することにより説明責任が生まれ、利害関係者に企業の短中長期的目標に関する情報が提供される。

SDG 目標との関連性

12.6

A.III.1 実績

持続可能性目標の実施

企業は自らの持続可能性戦略実施の進捗状況をモニタリングし、評価する体制が整っている。

指標の根拠

企業は持続可能性戦略の実施状況をモニタリングし評価することにより、進捗状況を追跡できる。

SDG 目標との関連性

12.6

利害関係者の関与

目指す目標は個々の利害関係者の影響力や責任をはるかに超えたところにあるため、管理監督活動の改善およびSDGsの達成のためには、水産物のサプライチェーン内における利害関係者との協業が不可欠です。定期的に利害関係者（例：地域社会や行政、学界およびNGO）と関わることにより、企業は多様な、そしてしばしば対立する視点に対する理解が深まり、変革につながるとともに、安定した包括的な手法を開発することもできます。さらに

A.II.2 透明性

利害関係者の参加を促す取り組みの公開

企業は管理監督問題に対する利害関係者の参画を促す取り組みを公開している。

指標の根拠

企業はどのように利害関係者と関わっているかを公表することにより、管理監督の課題に関する企業の実績についての説明責任が確立される。

SDG目標との関連性

12.6

A.III.2 実績

利害関係者の参画

利害関係者の参画を促す活動の成果が企業の業務に反映されている。

指標の根拠

企業が利害関係者の参画を促す活動の成果を生かしているというエビデンスは、企業が利害関係者のニーズおよび関心に対応するために利害関係者の視点を考慮していることを示している。

SDG目標との関連性

12.6

複数の利害関係者との対話や業界の管理監督に関する取り組みに積極的に関わることも求められます。利害関係者による苦情や紛争、または著しい悪影響が及んだ場合は解決に向けた措置が取られます。利害関係者と関わるプロセスを通じて、明確な結果または行動が生み出され、利害関係者からの意見や助言がどのように活用されるかが認識されることが期待されています。

A.III.3 実績

政策提言への参画

企業は持続可能性に関する方針の実施または法規制の強化の目的のために政策提言に関する活動に従事している。

指標の根拠

企業は政府および/またはその他の政策立案者に関して影響力の大きい持続可能性の擁護者になることができる。個々の企業または業界団体による政策提言活動は持続可能性に関する政策の実施または現行法の強化を目的としてきたが、漁業や水産養殖業の持続を支える有益な規則や規制の策定にも貢献できる。

SDG目標との関連性

12.6 14.2

B | サプライチェーンの管理監督



本評価分野は、水産会社がそのサプライチェーンの中で環境への影響をどのように管理しモニタリングしているかを確認します。これらの影響を適切に管理することにより、企業はサプライチェーンにかかる全ての利害関係者のために長期的な価値を築くことが可能になります。本評価には以下の 2 つのテーマがあります。

- トレーサビリティーおよび調達
- サプライチェーン管理

トレーサビリティーおよび調達

企業のサプライチェーンにおいて海産原料(例：漁業および水産養殖からの原料)および陸産原料（水産養殖向けの飼料生産）の原産地を記録し報告するとともに、持続可能な調達を実施することにより、製品が環境または社会に悪影響を与えないようにすることが可能になります。また漁業および養殖場に由来する製品の環境および社会における状況を知り、IUU 漁業または強制労働などの持続不可能で違法な慣行を根絶するためには正確なデータが必要になります。トレーサビリティーの方針および体制により海産原料

B.I.1 コミットメント

原産地のトレーサビリティー

企業は基本方針として、自社業務およびそのサプライチェーンにおける海産食品の原料および水産養殖飼料向けの海産・陸産原料の原産地のトレーサビリティー確保を掲げている。

指標の根拠

水産養殖飼料向けの海産・陸産原料の原産地追跡に対するコミットメントは、企業活動に関する説明責任を確立する第一歩になる。

SDG 目標との関連性

12.2 14.4

B.II.1 透明性

調達方針の公開

企業は海産食品の原料および水産養殖飼料向けの海産・陸産原料の調達方針を開示している。

指標の根拠

調達方針の公開により、企業の海産・陸産原料の調達方法および IUU 漁業をサプライチェーンから排除するための取り組みが明らかになる。

SDG 目標との関連性

12.2 14.4

の原産地を含む製品データを把握できるので、トレーサビリティーの実施を通じて、企業はサプライチェーン全体にわたって製品の原産地に関する必要な答えを得ることができます。さらに利害関係者は、製品が合法的な調達先まで追跡可能であるという証拠をますます求めるとともに（例：漁獲証明制度: Catch Documentation Scheme (CDS) の活用）、原産地が異なる海産原料がサプライチェーン内で混ざる場所において監視機能が働いている証拠も求めています。

B.II.2 透明性

海産・陸産原料の開示

企業は海産および陸産原料の調達先を公開している。

指標の根拠

企業はその業務において海産および陸産原料の調達先に関する透明性を十分に確保することにより、調達に関する責任および説明責任を示すことができる。

SDG 目標との関連性

12.2 14.4

B.III.1 実績

原料の原産地の合法性のモニタリング

企業はその自社業務およびサプライチェーンにおいて、モニタリングや文書による記録を通じて海産物生産の原料および水産養殖飼料向けの海産・陸産原料の原産地が合法であることを立証している。

指標の根拠

モニタリングを通じて、海産食品が合法的な調達先および労働により生産された原料から作られていることを証明できる。

SDG 目標との関連性

12.2 14.4

トレーサビリティーおよび調達

B.III.2 実績

適切に管理された調達先

企業は自社業務およびそのサプライチェーンにおいて、適切に管理された漁業、水産養殖場および飼料の調達先からの海産原料調達の割合の増加に向けた取り組みを実施している。

指標の根拠

適切に管理された調達先から海産原料を調達することにより、企業は環境や社会への影響を制限できる。適切に管理されていない調達先に対しては、企業は改善計画に投資することにより責任を示すことになる。

SDG 目標との関連性

12.2

14.4

サプライチェーン管理

水産物の生産は、サプライチェーン全体にわたって環境に影響を与えるため、利害関係者は企業に対して投入物および天然資源を効率的に責任を持って利用していることを実証するとともに、排出物や排水および廃棄物などの環境に悪い物質の発生を最小化するよう求めています。

B.I.2 コミットメント

環境フットプリント

企業は基本方針として天然資源や原料の利用および環境フットプリントの最小化を掲げている。

指標の根拠

企業の環境フットプリント最小化へのコミットメントは、責任を持つて天然資源および原料を利用する重要性を認識していることを示している。

SDG 目標との関連性

8.4 12.2

B.II.3 透明性

環境フットプリントの公開

企業は環境フットプリントおよび天然資源や原料の利用に関する情報を公開している。

指標の根拠

企業は資源の利用状況および環境に悪影響を及ぼす物質の生産（例：温室効果ガスなどの排出）に関する情報を公開することで、環境影響に関する透明性を高めることができる。

SDG 目標との関連性

8.4 12.2

B.III.3 実績

淡水の利用

企業は淡水の使用量を削減している。

指標の根拠

企業は水産物の生産においてかなりの量の水を使用するが、水の使用量を減らすことと、水を適切に管理し、使用を抑制している実例を示すことができる。

SDG 目標との関連性

15.1

B.III.4 実績

温室効果ガス排出量

企業は年間の GHG 排出量を削減している。

指標の根拠

GHG 排出により地球温暖化が進んでいる。GHG 排出量の低減により、企業はどのようにエネルギー消費量を抑え、エネルギーの効率化に取り組んでいるかを示すことができる。

SDG 目標との関連性

12.6

サプライチェーン管理

B.III.5 実績

食料ロスおよび食料廃棄

企業は漁獲後の廃棄を含む生産時の食料ロスおよび食料廃棄の低減に取り組んでいる。

指標の根拠

世界的な水産物のサプライチェーンにおける食料ロスおよび食料廃棄の割合は 35% と推定されている¹³。

SDG 目標との関連性

2.4 12.3

B.III.6 実績

プラスチックの使用

企業はプラスチックのリサイクル、再利用および使用量の削減に取り組んでいる証拠を示すことができる。

指標の根拠

プラスチックは海洋汚染の主たる原因になっている。マイクロプラスチックは、健康へのリスクにもつながりかねず、海洋環境においてますます大きな問題になつている¹⁴。

SDG 目標との関連性

12.4 12.5

C | 生態系

水産業界における優れた管理監督実施の鍵となる要素は、業務の生態系への影響を管理することです。本評価分野では、企業がどのように悪影響を回避、低減、および/または緩和しているかを確認しますが、この分野には 4 つのテーマがあります。

- ・ 絶滅危惧種および環境変化に敏感な生態系
- ・ 漁業管理
- ・ 水産養殖管理
- ・ 水産養殖向け飼料の生産



絶滅危惧種および高感受性生態系

水産会社は、絶滅危惧種および環境変化に対する生態系の繊細さを考慮して事業の場所や設計を決めるこことにより、海洋生態系や陸域生態系および生物多様性への悪影響を回避、低減、および/または軽減することができます。また企業は、可能であれば感受性の高い生態系を保全し回復するため自らの

C.I.1 コミットメント

絶滅危惧種および環境変化に敏感な高感受性生態系

企業は絶滅危惧種の漁獲や取引に関与せず、高感受性生態系に危害を与えないことを基本方針として掲げている。

指標の根拠

企業は絶滅危惧種の絶滅を防ぐためにその漁獲および取引を控えるべきであり、同様に生物多様性に不可欠な要素であるが、非常に破壊されやすく回復が難しい高感受性生態系にも損害を与えるべきではない。

SDG 目標との関連性

14.2 15.1 15.5

C.II.1 透明性

絶滅危惧種および高感受性生態系への影響の公表

企業は事業の絶滅危惧種および高感受性生態系への影響に関する情報を公開している。

指標の根拠

企業活動の影響に関する情報を公開することにより、企業がその事業による周辺生態系への影響を認識していることが示される。

SDG 目標との関連性

14.2 15.1 15.5

事業の影響を緩和するとともに、他の利害関係者と協調して、サプライチェーンの周囲の生態系における環境悪化や種の消失を回避するための方策を講じることも可能です。

C.III.1 実績

絶滅危惧種および生態系の保護

企業は絶滅危惧種および高感受性生態系を守るため積極的に活動している。

指標の根拠

企業はその事業が与えうる悪影響から絶滅危惧種や高感受性生態系を保護するとともに、最良の成功事例および関連する国際合意に従つて行動することを期待されている。

SDG 目標との関連性

14.2 15.1 15.5

漁業管理

水産会社は魚資源の長期的な持続可能性の改善に貢献することにより、管理監督の取り組みを示すことができます。また可能な限り短期間で魚資源を回復させるためには、水産会社からのサポートを通じて、より効果的な漁獲規則を策定し、漁獲方法を改善することが求められます。さらに適切に管理された持続可能な漁業から魚を調達し、IUU 漁業をサプライチェーンから締め

C.I.2 コミットメント

IUU 魚の排除

企業は基本方針として、サプライチェーン内からの IUU 魚の排除を掲げている。

指標の根拠

IUU 漁業は漁業管理において重要な問題と考えられている。IUU による漁獲量は年間 1100 から 2600 万トンで、その価値は 100 億から 230 億米ドルと推定されている¹⁵。

SDG 目標との関連性

14.4

C.I.3 コミットメント

適切に管理された資源

企業は適切に管理された漁業により漁獲された魚の調達を基本方針として掲げている。

指標の根拠

世界の海面漁業に対する圧力は高まっている。世界の海産魚資源の 33% は乱獲され、60% は資源の限界まで漁獲されている¹。

SDG 目標との関連性

14.4

出すことにより、企業は乱獲の防止にも貢献できます。管理されていない、または管理がずさんな漁業を改善し、漁業管理の改善に貢献するための取り組みに積極的に参加することにより、企業は調達先の持続可能性を強化することも可能です。

C.II.2 透明性

漁業改善に向けた協業

企業は、複数の利害関係者による漁業管理の改善に貢献する取り組みに参加している。

指標の根拠

複数の利害関係者による漁業改善に関する取り組みへの参加を公表することにより、企業が漁業管理の改善にいかに貢献しているかが示される。

SDG 目標との関連性

14.2

C.III.2 実績

漁業の混獲種への影響

企業は操業における混獲種の望まない漁獲を最小限に抑えるため漁具および漁業方法の改善に取り組んでいる。

指標の根拠

混獲は現代の漁具の効率が非常に良く広範囲をカバーするために起こり、対象種だけでなく他の多くの海洋生物も捕獲してしまう。毎年少なくとも 730 万トンもの海洋生物が偶発的に捕獲されているが、漁業によつては混獲の割合が対象種の漁獲量をはるかに上回つている¹⁶。

SDG 目標との関連性

14.2

漁業管理

C.III.3 実績

科学に基づく管理計画

企業は、漁業の操業が科学に基づく管理計画に合わせて実施されている証拠を示すことができる。

指標の根拠

適切に管理された健全な生態系に生息する健全な魚資源は回復力が高く、将来にわたって漁獲できる。科学に基づく管理計画を導入することにより、企業は魚資源の回復に貢献できる。

SDG 目標との関連性

14.4

C.III.4 実績

幽霊漁具

企業は幽霊漁具の防止および削減に取り組んでいる、および/または貢献している。

指標の根拠

放棄、廃棄または紛失した漁具は、漂流がれきの多くの割合を占めており、海洋汚染の原因となっている。また海中を漂流する幽霊漁具の推定年間発生量は少なくとも 64 万トンに達する¹⁶。

SDG 目標との関連性

14.1

C.III.5 実績

IUU 漁業に対するリスクに基づく取り組み

企業は自社業務において IUU 漁業に対してリスクに基づく取り組みを実施している。

指標の根拠

自社業務において IUU 漁業に付随するリスクを評価し緩和する方策を実施している企業は、環境フットプリントを最小化できる。

SDG 目標との関連性

14.4

水産養殖管理

世界の水産養殖部門は急速に成長しており、海洋および陸域生態系にますます大きな影響を与えています。さらに抗生物質やその他の化学物質の過度の使用により、人体の健康にもリスクを与える可能性があります。企業は水産養殖事業の環境への影響を低減し、人体への悪影響のリスクを回避する方策

C.I.4 コミットメント

地域別管理

企業は基本方針として、操業する地域に根ざした地域別管理の実施を掲げている。

指標の根拠

企業が地域に根ざした管理にコミットすることにより、自社事業が取り組みの効果の累積に貢献し、周辺生態系の保護が共同責任であることを理解しているという実証になる。

SDG 目標との関連性

14.2 15.1 15.5

C.II.3 透明性

水産養殖生産における改善のための協力

企業は複数の利害関係者による水産養殖改善に貢献する取り組みへの参加を公表している。

指標の根拠

複数の利害関係者による水産養殖改善に関する取り組みへの参加を公表することにより、企業が水産養殖管理の改善にいかに貢献しているかが示される。

SDG 目標との関連性

14.2 15.1

を実施することにより管理監督能力を実証できます。また疾病や魚の逃亡を予防、防止し、抗生物質および化学物質を管理する効果的な制度を実施することも重要です。事業の環境に対するより幅広い影響について評価し、責任を持つことにより、悪影響をより効果的に管理できるようになります。

C.II.4 透明性

親魚の原産地の公表

企業は養殖場レベルで利用する養殖製品の親魚の原産地を公開している。

指標の根拠

水産養殖業者は親魚に関する正確な記録を保管、公開することを求められる。例えば養殖場由来か捕獲した野生種か、特定の病原菌に侵されていないか、または耐性があるなどを記録する。

SDG 目標との関連性

2.5

C.II.5 透明性

薬物による治療法の公開

企業は養殖場レベルで養殖製品に対して使用する抗生物質および化学物質を含む薬物による治療法の使用を公表している。

指標の根拠

使用する治療法に関する情報を公開することにより、企業は水質汚染や抗微生物薬耐性および新たな疾患周期を防止する取り組みの成果を示すことができる。

SDG 目標との関連性

12.4

水産養殖管理

C.III.6 実績

治療方策の改善

企業は薬物を使用する治療法の活用およびその環境への排出を低減するため治療方策を積極的に改善している。

指標の根拠

薬物療法の過度の使用および誤用は、人体および動物の健康に脅威を与えるとともに、環境や生態系および抗微生物薬耐性の問題を引き起こすが、企業は治療法の方策を改善することにより、このようなりスクを低減できる。

SDG 目標との関連性

12.4

C.III.7 実績

疾病管理

企業は魚資源の死亡を予防し疾病を自然界に伝染させないように、疾病の予防および管理に取り組んでいる。

指標の根拠

疾病は水産養殖事業において厳格で効果的な管理が求められる要素の一つであり、その伝染および養殖場や外部への悪影響を防止しなければならない。

SDG 目標との関連性

15.8

C.III.8 実績

逃亡の予防および影響の緩和

企業は魚の逃亡を予防し、逃亡した場合はその影響を軽減する措置を取っている。

指標の根拠

養殖魚の逃亡は野生魚の個体群および環境に悪影響を与える。養殖魚の逃亡を予防し、逃亡した場合はその影響を軽減するような仕組みを実施している企業は、環境への悪影響を最小化することができる。

SDG 目標との関連性

15.8

水産養殖用飼料生産

魚飼料は、ほとんどの水産養殖事業にとって鍵となる主要な投入物であり、植物および漁獲した野生魚などの動物性原料は水産養殖向け飼料の生産用として調達されます。水産養殖向けの飼料生産および飼料原料の調達は、海洋および陸域生態系に重大な影響を与えますが、適切に管理された飼料の仕入

C.I.5 コミットメント

適切に管理された調達先からの水産養殖用飼料

企業は基本方針として、水産養殖飼料向けの海産および陸産原料を適切に管理された調達先から調達することを掲げています。

指標の根拠

このコミットメントは、企業が水産養殖飼料生産において持続不可能な海産および陸産原料の使用回避を優先事項としていることを示している。

SDG 目標との関連性

12.2 14.4 15.5

C.II.6 透明性

水産養殖飼料向け原料の公開

企業は水産養殖飼料に含まれる海産・陸産およびその他の原料を公開している。

指標の根拠

水産養殖飼料は様々な海産・陸産およびその他の原料から生産されているため、企業がこれらの原料に関する情報を公開することにより、その水産養殖飼料向け原料の持続可能性のレベルが明らかになる。

SDG 目標との関連性

12.2 14.4 15.5

れ先から調達した飼料原料を使用することにより責任ある生産の実施を証明できます。また利害関係者は企業に対して乱獲を減らす、または防止とともに、飼料原料の完全なトレーサビリティを示せる方法で飼料を生産し、調達することを求めています。

C.III.9 実績

水産養殖飼料に含まれる海産原料

企業は水産養殖飼料に含まれる海産原料の使用を効率化および/または低減する一方で、その飼料生産が環境に与える影響全般に関して考慮している。

指標の根拠

企業は飼料転換率の改善および研究開発の支援などを通じて飼料の持続可能性および使用効率の改善に積極的に貢献できる。

SDG 目標との関連性

12.2 14.4 15.5

D | 人権および労働環境

本評価指標は水産会社がその事業の中でいかに労働者的人権および労働環境を尊重、保護し、効果的な救済手段を提供しているかを評価します。本指標は以下の3つのテーマに分かれています。

- ・ 労働者の権利および地位
- ・ 男女同権
- ・ 安全衛生



労働者の人権および地位

国際人権規約や労働における基本的原則および権利に関する ILO 宣言において定義されているように、企業は労働者的人権および労働に関する権利を擁護する責任を負っています^{18 19}。最も重視すべき点は、立場が一時的または外国人である下請け労働者を含む全ての労働者に賃金と安全な職場環境を保証することです。この点は労働に従事する現地の国内法および漁業労働

D.I.1 コミットメント

労働者的人権の尊重

企業は基本方針として、その業務およびサプライチェーンにおける全ての労働者の人権尊重を掲げている。

指標の根拠

労働監督が不適切または未実施で執行力が弱く、賃金および労働条件が不透明、例えば移民労働者が仲介業者を通じて賃金を受け取っている地域においては、労働者の人権がリスクに直面している可能性がある²⁴。企業は強制労働につながる可能性のある活動や製品および事業関係における過酷な労働条件に対して責任を負っている。

SDG 目標との関連性

8.7

D.I.2 コミットメント

労働者労働に関する権利の保護

企業は基本方針として、自社業務およびサプライチェーンにおける全ての労働者の労働に関する権利の擁護、および現代的奴隸労働のリスク排除を掲げている。

指標の根拠

国連や ILO の宣言、および国際法で定められているように、企業は労働者の労働に関する権利の擁護が義務付けられている。

SDG 目標との関連性

8.8

条約のような国際法でも定義されています²⁰。また国連のビジネスと人権に関する指導原則は、企業がその事業活動に関連する人権への影響により生じるあらゆるリスクに対応するための「保護、尊重および救済の枠組」を提供しています^{21 22}。例えばサプライチェーンにおいて強制労働につながる可能性のある不安定な労働条件を是正することなどが挙げられます^{23 24}。

D.I.3 コミットメント

差別の排除

企業は基本方針として自社業務およびサプライチェーン内における差別の排除を掲げている。

指標の根拠

ILO 宣言で定められているように、企業は雇用および職業に関する差別²⁵を排除することが求められている^{19 26}。

SDG 目標との関連性

5.1

8.5

D.I.4 コミットメント

生活賃金

企業は基本方針として自社業務およびサプライチェーン内における生活賃金の保証を掲げている。

指標の根拠

多くの漁業者や養殖業者および加工施設の労働者は低収入労働者とみなされている²⁴。法定要件を下回る賃金は不当である²¹。

SDG 目標との関連性

8.5

労働者の人権および地位

D.II.1 透明性

労働条件のモニタリング

企業は ILO の主要な労働基準順守のため労働条件のモニタリングを実施している自社業務およびサプライチェーンの割合を公表している。

指標の根拠

ILO の主要な労働基準順守のため労働条件のモニタリングを実施することにより、企業は自社業務およびサプライチェーンにおける労働リスクの評価が可能になる。

SDG 目標との関連性

8.7 8.8

D.II.2 透明性

苦情処理の仕組み

企業は労働者が人権および労働に関する権利に関わる苦情の申し立てが可能な仕組みを公開している。

指標の根拠

企業は労働者のために苦情申し立ての仕組みを構築することが求められている²¹。苦情申し立ての仕組みおよび手続きを公開することにより、企業は人権および労働に関する権利に関わる悪しき問題に取り組んでいることを示すことができる。

SDG 目標との関連性

8.7 8.8

D.III.1 実績

労働契約の ILO 基準順守

企業は自社業務およびサプライチェーンにおける全ての労働者に対して、ILO の主要な基準を順守し、施設の所有者と労働者が署名し、労働者が理解できる言語で作成された契約の締結を保証している。

指標の根拠

労務を提供する現地国において法的拘束力のある契約を結ばなければ労働者の地位を支えることはできない。

SDG 目標との関連性

8.5 8.7 8.8

D.III.2 実績

採用

企業は自社業務およびサプライチェーンにおいて労働者に対する採用に関わるリスクの低減に努めるとともに、労働コストの控除を禁止している。

指標の根拠

企業は責任ある採用を通じて人権問題の潜在的リスクに対応することができる。

SDG 目標との関連性

8.7 8.8

労働者の人権および地位

D.III.3 実績

労働者の声

企業は自社業務およびサプライチェーンにおいて人権および労働に関する権利向上のために、労働者と積極的に関わるとともに自律を促し、権限を与え、能力向上を支援している。

指標の根拠

企業にとって労働者の声を理解することは重要であり、労働者の労働条件や地位および思いを理解し、改善しなければならない。

SDG 目標との関連性

8.8

D.III.4 実績

救済措置

企業は人権および労働に関する権利の侵害があった場合、自社業務およびサプライチェーンにおいて労働者に救済措置を提供している。

指標の根拠

企業は全ての労働者の基本的人権および労働に関する権利を擁護することが法律により求められており、労働者の権利が侵された場合、労働者が救済措置にアクセスできるような対策を講じなければならぬ。

SDG 目標との関連性

8.7

8.8

男女同権

水産物のサプライチェーンにおいては、女性にとっての男女平等とは、意思決定およびリーダーシップに完全な形で効果的に参加することを意味します。企業は職場において労働者を暴力やセクハラから守るとともに、同一賃金や手当および幹部の男女比などの男女間のバランスを改善することにより男女平等に取り組むことができます。現在世界の水産業界には女性の

D.I.3 コミットメント

性別に基づく暴力

企業は基本方針として、自社業務およびサプライチェーンにおいてセクハラを含むあらゆる形態の性別に基づく差別の禁止を掲げている。

指標の根拠

性別に基づく差別の撤廃にコミットすることにより、企業は性別に基づく差別に対する重要性を認識できる。

SDG 目標との関連性

5.1 5.2

D.II.3 透明性

ジェンダー・バランス

企業は女性の参画や給料および手当に関して、業務の全レベルにおける女性の地位や割合に関するデータを公表している。

指標の根拠

女性の地位や割合に関するデータの公表を通じて、企業は男女平等の進展の重要性を確認できる。²⁸

SDG 目標との関連性

5.1 5.5

リーダーはあまりいない一方で、加工業では女性の割合が多くなっています(58%)²⁴。女性の所得や地位、および職位の向上は、ジェンダー・バランスの達成のみならず、最終的には責任ある漁業および水産養殖の体制構築に必要不可欠な要素です²⁷。

D.III.5 実績

女性の参画とリーダーシップ

企業は自社業務およびサプライチェーン全体を通じて女性が完全な形で効果的に参加できるように配慮するとともに、あらゆるレベルの意思決定においてリーダーシップを取る均等な機会を提供している。

指標の根拠

企業における女性の完全な形での効果的な参加は、男女平等および女性の地位能力向上を達成する重要な仕組みの一つである。

SDG 目標との関連性

5.1 5.5 8.5

安全衛生

漁業は世界で最も危険な職業の一つと考えられており、毎年 2 万 4 千人以上の犠牲者が出ています。典型的な労働集約型の職業で、労働災害率も高くなっています²⁴。特に孵化場における水産養殖業務や育成施設および飼料工場では、設備や化学物質および生物剤を使用するので、安全衛生上の危険源

は、化学物質の不安全な使用や重労働、長時間にわたり繰り返す手作業による給餌、濡れたすべりやすい路面での転倒、および養殖池での潜水などがあります。また魚の処理および加工時の安全衛生上の危険源は、鋭い道具および魚の歯や脊椎または骨だけでなく、熱と煙にもさらされます²⁴。

D.II.4 コミットメント

全ての労働者のための安全衛生要件の公表

企業は自社業務およびサプライチェーンにおける全ての労働者の安全衛生に関する定量的な情報とともに安全衛生要件も公表している。

指標の根拠

安全衛生要件および企業の数値指標（例：労働者向けの安全衛生マニュアル、安全衛生検査、労働災害率、死亡率および休業災害率など）を公表することにより、企業は自社業務およびサプライチェーンにおいて安全衛生に取り組む重要性を示している。

SDG 目標との関連性

8.8

D.III.6 実績

危険な状況における安全

企業は自社業務およびサプライチェーンにおいて、全ての労働者のために危険な労働状況から生じるリスクの低減に努めている。

指標の根拠

企業は現場における安全リスクや労働災害、および死亡率を低減し、労働者の健康の増進および生産性の向上につながる仕組みを構築し実施すべきである。

SDG 目標との関連性

8.8

E | 地域社会

本評価分野は、水産業界の企業がいかに事業を展開する地域社会について考慮し、事業運営において周辺地域に住む人々の権利を尊重し、生活に利益をもたらしているかを評価します。本評価分野には以下の 2 つのテーマがあります。

- 地域社会の権利の尊重
- 地域社会および小規模生産者への利益



地域社会の権利を尊重する

企業は、地元の人々も消費している魚や水生資源を地域レベルで利用している。地域社会への利益を最大化する一方で、悪影響を最小化するために企業が初めにできることは、事業を行う地域の周辺に住む人々の権利を認識することです。SDG目標1（貧困をなくそう）、目標2（飢餓をゼロに）および目標14（海の豊かさを守ろう）で述べられている持続可能な食料システムは、小規模の水産物業者および小自作農の天然資源および食料にアクセスする権利、および習慣上の権利を含みます。地域の人々の魚や資源へのアクセ

E.I.1 コミットメント

慣習上の権利

企業は基本方針として、先住民族の慣習上の権利を含む地域資源の利用者の権利尊重を掲げている。

指標の根拠

先住民族を含む漁業および水産資源の地域の利用者は、法律および慣習により定義された経済資源に対する権利を等しく有する。また水産事業者は、同じ資源を共有または対象にしている場合、慣習上の権利を認識し尊重することが義務付けられている。

SDG目標との関連性

1.4 2.1 14.B

E.I.2 コミットメント

人々の生活と食糧安全保障

企業は基本方針として小規模生産者および地域社会の生活向上および食糧の安全保障の強化を掲げている。

指標の根拠

企業が魚資源を採取している地域においては、別の形で食糧の安全保障に貢献できる。例えば地域のフードバンクおよび学校の栄養プログラムに食料を寄付する、市場へのアクセスを与える、またはより付加価値の高い労働集約型の仕事を提供するなどの活動が考えられる。

SDG目標との関連性

2.2 2.3 2.4 8.2 14.B

スを尊重することにより、特に現在商業漁業により魚資源が採取される地域において、貧困を低減し飢餓を防ぐことができます。企業が水産資源の共同管理に参加することにより、地域の権利を尊重する姿勢および環境保護に対する理解を示すことができ、最終的には事業の運営が地域社会に受け入れられることになります。

E.II.1 透明性

地域社会への悪影響の公表

企業はその事業の地域社会に対する実際のおよび潜在的な悪影響を公表している。

指標の根拠

産業規模の漁業および水産養殖事業は地域社会に影響を与えるとともに、環境および人々にマイナスの波及効果をもたらす可能性がある。このような情報を公開することにより、企業は事業の悪影響を防止または最小化することができる。

SDG目標との関連性

12.6

E.III.1 実績

慣習上の権利の尊重

企業は、地域社会および産業規模の事業が共に対象とする資源を公平に配分することにより、地域社会の慣習上の権利を尊重している。

指標の根拠

地域社会および産業規模の事業により漁業および水産資源が共同利用されている地域では企業が共同管理への参加、または自由で事前の十分な情報を与えられた上で合意（FPIC）により、地域の資源へのアクセスおよび利益の公正かつ均衡的な配分を尊重することが重要である。

SDG目標との関連性

1.4 2.1 14.B

地域社会および小規模生産者の利益

利益の共有が発生するのは、企業がその事業を運営する周辺地域において仕事に携わり生活している人々に、経済的利益や仕事を通じた知識の移転、供給・サービス契約および能力開発の取り組みなどの機会を提供する場合です。

E.I.3 コミットメント

現地調達へのコミットメント

企業は基本方針として、地域社会優先の雇用、地域の仕入れ先の活用および地域の小規模生産者の能力開発を通じた現地調達率の最大化を掲げている。

指標の根拠

企業が地域社会から資源を採取している場合、地域の小規模生産者または地域の労働者の採用・雇用を検討することで相殺できる。

SDG 目標との関連性

2.3 8.5

E.II.2 透明性

地域の仕事および事業機会

企業は採用または入札プロセス、または現地調達計画において、地域の労働者および事業者がどのように関わっているか公開している。

指標の根拠

事業者は地域社会において、経済的安定および持続可能な成長に貢献する機会に加えて、そのための物資およびサービスを提供できる。

SDG 目標との関連性

2.3

E.III.2 実績

地域における能力開発

企業は事業を展開する地域内において、地域社会に対してリソースや技術、知識および教育機会を提供している。

指標の根拠

企業は地域社会に対して能力開発に関する活動を立ち上げ支援することができる。これらの地域社会は、企業のリソースや技術、知識および教育機会へのアクセスを通じてかなりの恩恵を受けることができる。

SDG 目標との関連性

2.3 2.A 8.2 14.A

用語解説

| | |
|-------------|--|
| ASC | Aquaculture Stewardship Council |
| CITES | Convention for International Trade in Endangered Species of Wild Fauna and Flora |
| CDS | Catch Documentation Scheme |
| ERC | Expert Review Committee |
| FAO | Food and Agriculture Organisation of the United Nations |
| FPIC | Free Prior and Informed Consent |
| GHG | Greenhouse Gasses |
| GRI | Global Reporting Initiative |
| HCV | High Conservation Value |
| IFFO | The Marine Ingredients Organisation |
| ILO | International Labour Organisation |
| IUCN | International Union for Conservation of Nature |
| IUU Fishing | Illegal, Unreported and Unregulated Fishing |
| SDG | Sustainable Development Goal |
| SeaBOS | Seafood Business for Ocean Stewardship |
| SSI | Seafood Stewardship Index |
| UN | United Nations |
| VME | Vulnerable Marine Ecosystem |
| WBA | World Benchmarking Alliance |

主要な概念および定義

地域別管理 Area-based management

地域別管理または地区別管理とは、「生物物理学的、社会経済的および管轄に関する考察を考慮した手順を通じて特定された空間的に区切られた地域における一連の人間による活動全体の統合的管理を求める戦略」といえます²⁹。水産養殖の観点から見た地域別管理の目的は、養殖場の健康およびバイオセキュリティー管理の改善で、最終的な目標は野生の個体群への潜在的な悪影響を最小化することです³⁰。

親魚 Broodstock

親魚とは水産養殖において繁殖目的で利用される成熟した個体グループを指します。また種苗および稚魚の継代または増殖資源として飼育されている個体群である場合もあります³¹。

混獲 Bycatch

混獲とは「漁業の操業中に漁獲対象ではない海洋生物を偶発的に捕獲し死亡させてしまうこと」です¹⁶。

漁獲証明制度 Catch documentation scheme

漁獲証明制度(CDS)は、「サプライチェーンを通して 魚が該当する国や地方、および国際的な保全および管理方策に沿う形で漁獲された漁獲物に由来するかどうか判断できるようにすることを主な目的とする制度」で、関連する国際的義務に従つて設定されています³²。

共同管理 Co-management

例えば漁業または水産養殖の操業地域における天然資源の共同管理とは、小規模および産業規模の資源利用者を含む地域の資源利用者と行政との間で権限および責任を共有することです³³。

慣習上の権利 Customary rights

慣習上の権利とは、法律や地域の伝統、または先住民族の権利および地位により定義された資源を利用する権利を意味します。2007年に採択された国連の先住民族の権利に関する宣言は、先住民族のルーツまたはアイデンティティを持つ人々に法的権利を与えるとともに、世界の先住民族の生存、尊厳および福利のための最低限度の基準となる普遍的な枠組みを確立しています³⁴。

差別待遇 Discrimination

ILOの雇用および職業における差別待遇に関する条約第111号の第1条によると、差別待遇は、「人種、皮膚の色、性、宗教、政治的見解、国民的出身又は社会的出身に基いて行われるすべての差別、除外又は優先で、雇用又は職業における機会又は待遇の均等を破り又は害する結果となるもの、および雇用又は職業における機会又は待遇の均等を破り又は害する結果となる他の差別、除外又は優先で、当該加盟国が、使用者の代表的団体および労働者の代表的団体がある場合にはそれらの代表的団体および他の適当な団体と協議の上、決定することのあるもの」を含みます²⁶。

主要な概念および定義

疾病 Diseases

水産養殖における疾病とは、病因子による臨床または非臨床感染（例：細菌、ウイルスおよび寄生虫）を意味します³⁵。疾病は感染するため、養殖魚だけでなく周辺環境の野生魚の健康にもリスクとなります。

絶滅危惧種 Endangered species

絶滅危惧種とは個体群レベルで絶滅の危機にさらされている種で、当局により定義され、国際条約に基づき策定されたリストに記載されています。例えば、国際自然保護連合 (IUCN) のレッドリストでは危急 (Vulnerable) 、絶滅危機 (Endangered) または絶滅寸前 (Critically Endangered) に分類される種³⁶、絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約 (CITES) では附属書 I、II および III に分類される種です³⁷。

環境フットプリント Environmental footprint

SSIにおいては、環境フットプリントとは水産物の生産が環境にもたらす影響度で、水産会社が生産のために利用する天然資源および原料の量、および生産工程における副産物の排出量（例：温室効果ガス (GHG) の排出や排水および廃棄物）に関連しています。

逃亡 Escapes

養殖する魚、エビおよび貝の自然界への逃亡は、異種交配を通じて周辺地域の甲殻類または魚の個体群の遺伝子プールの変異をもたらす可能性があり、非在来種の逃亡も餌および/または生息地をめぐる在来種との競争につながるなど生態系への悪影響の原因となり得ます。また養殖種の逃亡により、疾患が野生魚に伝染する可能性もあります³⁸。

食料ロスおよび食料廃棄 Food losses and food waste

食料ロスおよび食料廃棄とは、「人が消費する食料のサプライチェーンの後段階において食糧が減少すること」を意味します。食料は最初の生産段階から家庭での最終消費まで、サプライチェーンを通過する中で失われるか廃棄されます。この損失は偶然にしても意図的にしても、最終的には全ての人にとって食料が減ることにつながります³⁹。漁業または養殖業においては、食料ロスは水産物製品の漁獲、加工、輸送および販売活動の中で発生します。

食料安全保障 Food security

FAOは食料安全保障について、「全ての人がいかなる時にも活動的で健康的な生活に必要な食生活上のニーズと嗜好を満たすために、十分で安全かつ栄養ある食料を、物理的、社会的および経済的に入手可能であるときに達成される状況。」と定義しています⁴⁰。食料安全保障には食料の供給、食料への経済的物理的アクセス、長期的な食料利用および食料入手の安定性の4つの要素があります。

強制労働 Forced labour

国際労働機関 (ILO) 条約の第29号によると、強制労働は「処罰の脅威によって強制され、また、自らが任意に申し出たものでないすべての労働」と定義されています⁴¹。法的事項として、基本的人権および労働者の権利の重大な侵害に加えて、強制労働の強要も犯罪行為にあたります²¹。強制労働の使用は、ILO条約の第29号および第105号、強制労働条約の議定書、および労働における基本的原則および権利に関するILO宣言などの法的拘束力のある法的手段により、全ての国連加盟国で禁止されています²⁵。

主要な概念および定義

自由で事前の、十分な情報を与えられた上の合意

Free Prior and Informed Consent (FPIC)

FPICは先住民に関連する権利で、彼ら自身または彼らの生活地域に影響を与える可能性があるプロジェクトに対して同意または同意を留保する権利を与えるものです。いつたん承諾した後も、いかなる段階においても撤回が可能で、さらにプロジェクトの設計や実施、モニタリングおよび評価の条件についても交渉する権利があります⁴²。

ジェンダーに基づく暴力 Gender-based violence (GBV)

「ジェンダーに基づく暴力」とは、性差に基づき振るわれる暴力行為で、男性と女性の両方が被害を受けていますが、被害者の大多数は女性および少女です⁴³。ジェンダーに基づく暴力には、身体的、性的、心理的および経済的暴力の4つの形態があります。

幽霊漁具 Ghost gear

幽霊漁具とは、「遺棄、紛失または破棄した漁具または漁業関連のごみ」を意味します⁴⁴。また幽霊漁具には養殖事業において破棄または紛失した装備も含まれます。

苦情処理の仕組み Grievance mechanisms

国連の企業と人権に関する指導原則の原則29において、企業は「負の影響を受けた個人および地域社会のために、実効的な事業レベルの苦情処理メカニズムを確立するか、これに参加すること」が求められています²¹。

人権 Human rights

企業には労働者的人権を擁護する責任があります。国連のビジネスと人権に関する指導原則は、企業がその事業活動に関連する人権への影響により生じるあらゆるリスクに対応するための「保護、尊重および救済の枠組」を提供しています²¹。人権に関する精査(デュー・ディリジェンス)には、事業に関わる人々の人権への悪影響およびそのリスクを企業が自覚するためだけでなく、このような悪影響を防止し対処すべく適切な措置を講じるためのプロセスおよび段階があります²²。

違法・無報告・無規制 (IUU) 漁業

Illegal, unreported and unregulated (IUU) fishing

IUU漁業とは、「現在世界中で施行されている法的な保全および管理方策に反して行われる漁業」を意味します⁴⁵。

労働に関する権利 Labour rights

労働における基本的原則および権利に関するILOの宣言は、個人の労働に関する権利を保護するため大多数の国の労働法において施行されています。その基本原則および労働における権利には「組合結成の自由の支持および団体交渉権の実効化、あらゆる形態の強制労働の排除、児童労働の実効的な廃止、および雇用と職業に関する差別の撤廃」が含まれます⁴⁶。

生計の手段 Livelihoods

人々は生計の手段があれば、食料や水および住まいなどの生活必需品を確保することができます⁴⁷。

主要な概念および定義

生活賃金 Living wage

生活賃金とは、残業を含まない通常の週労働時間に基づいた、労働者およびその家族に最低限の生活水準を提供できる賃金です。労働者とその正当な扶養家族の食料や水、衣服、交通費、教育、医療およびその他の生活必需品を賄うのに十分な金額であり、ある程度の自由裁量所得も提供します⁴⁷。

地域社会 Local communities

地域社会は、企業が活動する地域における漁業や水産養殖、および水産物加工活動に関する社会的文脈を形作ります。SSIでは、企業が操業する周辺地域に住む全ての人々という意味で使用しており、小規模漁業者や水産養殖業者、および先住民族や沿岸部のコミュニティなど同地域の天然資源に依存する全ての人々を含みます。

現地調達(ローカル・コンテンツ) Local content

現地調達とは、財や労働などのサービスを、企業が業務の中で活用できる地域のコミュニティおよび小規模生産者から調達することを意味します。企業は現地の人材および事業者を自社業務およびサプライチェーンにおいてどのように活用できるかを明記したローカル・コンテンツの開発計画を策定する場合もあります⁴⁸。

海産原料 Marine ingredients

海産原料は、海産原料機関 Marine Ingredients Organisation (IFFO)により、主に人または動物の飼料用に利用される栄養価の高い製品として定義され、魚やオキアミ、貝類および藻類などの海洋生物に由来しま

す⁴⁹。SSIの対象範囲においては、淡水漁業および水産養殖に由来する生物も海産原料とみなされます。

現代奴隸 Modern slavery

現代奴隸とは「あらゆる形態の人身売買や強制労働、借金による束縛、強制的または隸属的結婚および最悪の形態の児童労働を含む多面的で複雑な一連の犯罪」を表すために使われる言葉です⁵⁰が、この用語は英国 現代奴隸法などの国際的な取り組みや法律と一致しています。

採用に関わるリスク Recruitment-related risks

採用とは労働者を雇用し配属する雇用主のプロセスで、斡旋手数料の請求を伴います。貧困地域で採用される労働者にとって、採用に関わるリスクは斡旋手数料を全額支払う余裕がないことです。このため採用担当者は融資を提供しますが、担当者が交通費や宿泊費および食料の費用を加算すれば、労働者は際限のない債務負担を抱えるリスクがあります。また担当者が労働者を当初合意した契約とは異なる職種または国に配属させた場合は、強制労働のリスクにも直面する可能性があります⁵¹。

救済 Remedy

国連のビジネスと人権に関する指導原則の原則 22において、企業は負の影響を引き起こしたこと、または負の影響を助長したことが明らかになる場合、「正当なプロセスを通じてその是正の途を備えるか、それに協力すべきである」と定められています²¹。

主要な概念および定義

科学に基づく管理計画 Science-based management plans

水産物を調達する際に、企業は持続可能な漁業管理の向上のため対策を講じる場合がありますが、対象となる魚資源のモニタリングや漁獲規制および対策の実施などは、科学に基づき管理しなければなりません。また各地域の漁業管理機関だけでなく関連機関や様々な取り決めにも従う必要があります⁵²。

高感受性生態系 Sensitive ecosystems

漁業または水産養殖により、その構造および機能に深刻な、または不可逆的な影響を受ける可能性のある生態系です。国連の食糧農業機関 (FAO) は、脆弱な海洋生態系 (Vulnerable Marine Ecosystem: VMEs) の考え方に基づき高感受性生態系を定義し特定しています。VMEs は「漁業活動からの影響を受けやすい種、コミュニティ、または生息地群で、ある生態系の脆弱性はその生態系を構成する生物の個体群、コミュニティまたは生息地の脆弱性と関連しています」⁵³。サンゴ礁や海綿動物群は高感受性生態系、マングローブは高感受性非海洋生態系の一例です。高感受性生態系は高い保護価値 (HCV) のある地域です⁵⁴。

小規模生産者 Small-scale producers

小規模生産者には、地域で操業し、地域の家庭での自家消費および商業的販売のための加工、または漁獲を目的に地域の魚資源にアクセスする漁業者や水産養殖業者が含まれます^{55 56}。

地域社会の伝統や価値観に深く根付いており、多くの小規模漁業や水産養殖業は地域の家庭で直接消費される魚を提供するとともに、商業販売向けの製品も一定量生産しています⁴⁶。小自作農はしばしば自営の小規模農家および漁業者を指します。その管理地域は 1 ヘクタール以下から 10 ヘクタールまで多岐にわたり、生産を主に家族労働で賄うとともに、生産物の一部は自家消費しています⁴⁷。

法定最低賃金 Statutory minimum wages

労働者の賃金率は、法定最低賃金以上でなければなりませんが、所轄官庁、賃金委員会/審議会または労働裁判所の決定を通じて企業において設定されます⁵⁷。

責任ある管理監督(スチュワードシップ) Stewardship

スチュワードシップとは「個人的なニーズだけでなく、社会や将来の世代、および他の種の利益も十分にバランスよく考慮し、社会に対する重大な責任を引き受ける形で天然資源を保全も含めて責任をもって活用すること」と解釈することができます⁸。しかし SSI の利害関係者との協議の中で、スチュワードシップの定義は天然資源の責任ある活用という枠を超えて、地域社会の参画や人権、労働慣行および公正な業務慣行など他の側面も考慮すべきであることが示されました。例えば水産会社は、天然資源の効率的な活用や、持続可能な調達源からの原材料調達、および全従業員に対する適切な作業環境の担保や地域社会の尊重などの倫理的な行動を通じてスチュワードシップを実践することが可能になります。

主要な概念および定義

サプライチェーン Supply chain

サプライチェーンは、「水産物が漁業者/養殖業者と接触した時から最終消費者に最終製品として販売されるまでに辿るルート」と定義されています⁴⁵。SSIにおいては、企業が活動するサプライチェーンの定義には全てのサプライチェーン業務における取引関係も含まれます。

持続可能性戦略 Sustainable strategy

持続可能性戦略は、企業の自社業務およびサプライチェーンの管理監督に対するコミットメントと行動計画とを結び付けます。この戦略は企業の行動とその影響度改善とのつながりを示すとともに、有害とならない要素だけでなくある程度有益な要素も含むのが理想です。持続可能性戦略は、企業または組織が公開している持続可能性に関する報告書に記載されている場合が多く、この報告書には他にも組織の価値およびガバナンスのモデルや、日々の活動で発生する経済、環境および社会的影響も示されています⁵⁸。

陸産原料 Terrestrial ingredients

水産養殖において陸産原料とは地上由来の動植物製品のことで、例えば家禽および家畜の副産物（例：肉や骨粉など）や穀物および油（例：米ぬかやヤシ油など）などが挙げられます。

薬物による治療法 Therapeutic treatments

水産養殖において、魚やエビなどに対し抗生物質および化学物質を使用して行う治療とされています⁶⁹。FAOは抗生物質を「微生物を殺菌または抑制する能力のある天然または合成由来の薬品」と定義しています。宿主に対し

てあまり毒性を示さない抗生物質は、人や動物および植物の感染症の治療において化学療法剤として使用されます⁶⁰。

トレーサビリティー Traceability

SSIの文脈においては、トレーサビリティーとはサプライチェーン全体が完全に追跡可能であることを意味します。サプライチェーン全体の完全なトレーサビリティーとは、「漁獲段階から消費者まで、サプライチェーン全体に沿った一つ一つの生産段階、ある生産段階から別の段階までの（しばしば書類のやり取りを通じた）つながり」と考えられます⁴⁵。

国連のビジネスと人権に関する指導原則

UN Guiding Principles on Business and Human Rights

国連のビジネスと人権に関する指導原則²¹は、人権尊重に関する企業の責任を強調しています。これは、企業がその事業によって影響を受ける全ての人々の人権を侵害することなく積極的に守るべきであることを意味しています。特に企業は人権を守る責任を果たすために、事業規模や状況に応じて以下のような適切な方針およびプロセスを構築しなければなりません。

- 人権を尊重する責任を果たすための方針を掲げている。
- 企業が人権におよぼすマイナスの影響を特定、防止、緩和し、その対処方法に関する説明責任を果たすための人権に関する精査(デュー・ディリジェンス)。
- 企業が引き起こす、または一因となっている人権に対する悪影響を改善できるプロセス。

主要な概念および定義

適切に管理された調達先 Well-managed sources

企業は水産物の調達の際に、その海産原料の原産が適切に管理された調達先であることを確認する必要があります。例えば全ての利害関係者のために長期的な生産性を担保できるよう管理されている漁業や水産養殖業がこれにあたります。FAO は漁業管理を「情報収集、分析、計画、協議、意思決定、リソースの分配、および実施の統合プロセスであり、資源の生産性を継続的に担保し漁業の他の目的も達成するために、必要に応じて漁業活動を管理する規制または規則を施行する活動」と定義しています⁶¹。水産物を調達する企業は確実さを求めてしばしば認証を受けた調達先を探します。

労働者の声 Worker voice

労働に関する権利を擁護する取り組みが労働者およびその所属組織にとって意義深い役割を果たしている場合は、「労働者の声が盛り込まれている」と言えます。この用語は、関係労働者が雇用主と同等の立場でより良い条件を求めて団体交渉を行うため結社することを意味します⁶²。

参考文献

- 1 **Food and Agriculture Organisation of the United Nations**, “The State of the World Fisheries and Aquaculture 2018,” Food and Agriculture Organisation of the United Nations, Rome, 2018.
- 2 **Food and Agriculture Organisation of the United Nations**, “7 reasons why we need to act now to #SaveOurOcean,” Food and Agriculture Organisation of the United Nations, 2017. [Online]. Available: <http://www.fao.org/zhc/detail-events/en/c/846698/>. [Accessed 31 August 2018].
- 3 **Food and Agriculture Organisation of the United Nations**, “Climate change and food security: risks and responses,” Food and Agriculture Organisation of the United Nations, Rome, 2016.
- 4 **Undercurrent News**, “World’s 100 Largest Seafood Companies,” Undercurrent News, 2017.
- 5 **H. Österblom, J.-B. Jouffray, C. Folke, B. Crona, M. Troell and A. Merrie**, “Transnational Corporations as ‘Keystone Actors’ in Marine Ecosystems,” PLoS ONE10(5): e0127533, 2015.
- 6 **Technopolis Group**, “Independent evaluation of the Access to Medicine Index,” Technopolis Group, Brighton, 2016.
- 7 **United Nations**, “About the Sustainable Development Goals,” United Nations, 2018. [Online]. Available: <https://www.un.org/sustainabledevelopment/sustainable-development-goals/>. [Accessed 11 September 2018].
- 8 **R. Worrell and M. Applebee**, “Stewardship of natural resource: Definition, ethical and practical aspects,” Journal of Agriculture and Environmental Ethics, vol. 12, pp. 263-277, 2000.
- 9 **Food and Agriculture Organisation of the United Nations**, “The State of the World Fisheries and Aquaculture,” Food and Agriculture Organisation of the United Nations, Rome, 2014.
- 10 **World Wildlife Fund**, “Sustainable Seafood,” 2019. [Online]. Available: <https://www.worldwildlife.org/industries/sustainable-seafood>. [Accessed 26 March 2019].
- 11 **M. C. Monfort**, “The Role of Women in the Seafood Industry,” FAO GLOBEFISH Research Programme, Rome, 2015.
- 12 **Food and Agriculture Organisation of the United Nations**, “The State of the World Fisheries and Aquaculture,” Food and Agriculture Organisation of the United Nations, Rome, 2016.
- 13 **Food and Agriculture Organisation of the United Nations**, “Global food losses and food waste - Extent, causes and prevention,” Food and Agriculture Organisation of the United Nations, Rome, 2011.
- 14 **GESAMP Joint Group of Experts on the Scientific Aspects of Marine Environmental Protection**, “Sources, Fate and Effects of Microplastics in the Marine Environment: A Global Assessment,” International Maritime Organisation, London, 2015.
- 15 **Food and Agriculture Organisation of the United Nations**, “Illegal, unreported and unregulated fishing,” 2016. [Online]. Available: <http://www.fao.org/3/a-i6069e.pdf>. [Accessed 21 August 2018].
- 16 **Consortium for Wildlife Bycatch Reduction**, “What is Bycatch?,” Consortium for Wildlife Bycatch Reduction, 2014. [Online]. Available: <http://www.bycatch.org/about-bycatch>. [Accessed 21 August 2018].
- 17 **Food and Agriculture Organisation of the United Nations**, “Reaching an important milestone in reducing dangerous “ghost gear”,” Food and Agriculture Organisation of the United Nations, 2018. [Online]. Available: <http://www.fao.org/news/story/en/item/1099767/icode/>. [Accessed 27 August 2018].
- 18 **United Nations**, “Factsheet No.2 (Rev.1), The International Bill of Human Rights,” 1948. [Online]. Available: <https://www.ohchr.org/Documents/Publications/FactSheet2Rev1en.pdf>. [Accessed 5 September 2018].
- 19 **International Labour Organisation**, “ILO Declaration on Fundamental Principles and Rights at Work and its Follow-up,” 1998. [Online]. Available: <https://www.ilo.org/declaration/thedeclaration/textdeclaration/lang--en/index.htm>. [Accessed 5 September 2018].
- 20 **International Labour Organisation**, “C188 - Work in Fishing Convention,” 2007. [Online]. Available: https://www.ilo.org/dyn/normlex/en/f?p=NORMLEXPUB:12100:0::NO::P12100_ILO_CODE:C188. [Accessed 26 March 2019].
- 21 **United Nations**, “Guiding Principles on Business and Human rights - Implementing the United Nations “Protect, Respect and Remedy” Framework,” United Nations, New York and Geneva, 2011.
- 22 **SHIFT**, “Human Rights Due Diligence in High Risk Circumstances: Practical Strategies for Business,” 2015. [Online]. Available: https://www.shiftproject.org/media/resources/docs/Shift_HRDDinhighriskcircumstances_Mar2015.pdf. [Accessed 31 August 2018].
- 23 **International Labour Organisation**, “Forced Labour and Human Trafficking in Fisheries,” 2013. [Online]. Available: <https://www.ilo.org/declaration/thedeclaration/textdeclaration/lang--en/index.htm>. [Accessed 31 August 2018].
- 24 **Food and Agriculture Organisation of the United Nations**, “Scoping study on decent work and employment in fisheries and aquaculture: Issues and actions for discussion and programming,” 2016. [Online]. Available: <http://www.fao.org/3/a-i5980e.pdf>. [Accessed 31 August 2018].
- 25 **United Nations Global Compact**, “Business: It’s time to act. Decent work and modern slavery & child labour,” United Nations Global Compact, New York, 2018.
- 26 **International Labour Organisation**, “C111 - Discrimination (Employment and Occupation) Convention, 1958 (No. 111),” [Online]. Available: https://www.ilo.org/dyn/normlex/en/f?p=NORMLEXPUB:12100:0::NO::P12100_ILO_CODE:C111. [Accessed 20 February 2019].

参考文献

- 27 **World Bank**, "Gender in Fisheries and Aquaculture," 2018. [Online]. Available: <http://siteresources.worldbank.org/INTGENAGRLIVSOUBOOK/Resources/Module13.pdf>. [Accessed 31 August 2018].
- 28 **Equileap**, "Gender equality global report and ranking," 2017. [Online]. Available: <http://equileap.org/wp-content/uploads/2017/04/Equileap-gender-equality-global-report-ranking.pdf>. [Accessed 31 August 2018].
- 29 O. R. Young, G. Osherenko, J. Ekstrom, L. B. Crowder, J. Ogden, J. A. Wilson, J. C. Day, F. Douvere, C. N. Ehler, K. L. McLeod, B. S. Halpern and R. Peach, "Solving the crisis in ocean governance: place-based management of marine ecosystems," *Environment*, vol. 49, no. 4, pp. 20-32, 2007.
- 30 **Aquaculture Stewardship Council**, "ASC Salmon standard v1.1," April 2017. [Online]. Available: https://www.asc-aqua.org/wp-content/uploads/2017/07/ASC-Salmon-Standard_v1.1.pdf. [Accessed 7 February 2019].
- 31 **Sustainable Seafood Coalition**, "Guidance - Voluntary codes of conduct," 2016. [Online]. Available: <https://www.documents.clientearth.org/wp-content/uploads/library/2015-12-16-guidance-for-the-sustainable-seafood-coalition-ssc-voluntary-codes-of-conduct-ssc-en.pdf>. [Accessed 7 March 2019].
- 32 **Food and Agriculture Organisation of the United Nations**, "Voluntary Guidelines for Catch Documentation Schemes," Food and Agriculture Organisation of the United Nations, Rome, 2017.
- 33 F. Berkes, "Evolution of co-management: role of knowledge generation, bridging organisations and social learning," *Journal of Environmental Management*, vol. 90, no. 5, pp. 1692-1702, 2009.
- 34 **United Nations**, "61/295. United Nations Declaration on the Rights of Indigenous Peoples," 2007. [Online]. Available: <http://undocs.org/A/RES/61/295>. [Accessed 27 August 2018].
- 35 **Food and Agriculture Organisation of the United Nations**, "Aquaculture Development - 2. Health management for responsible movement of live aquatic animals," Food and Agriculture Organisation of the United Nations, Rome, 2007.
- 36 **International Union for Conservation of Nature**, "IUCN Red List Categories and Criteria Version 3.1," 2012. [Online]. Available: http://cmsdocs.s3.amazonaws.com/keydocuments/Categories_and_Criteria_en_web%2Bcover%2Bbckcover.pdf. [Accessed 30 July 2018].
- 37 **Convention in International Trade in Endangered Species of Wild Fauna and Flora**, "Appendices," Convention in International Trade in Endangered Species of Wild Fauna and Flora, 2017. [Online]. Available: <https://www.cites.org/eng/app/appendices.php>. [Accessed 30 July 2018].
- 38 **Global Aquaculture Alliance - BAP Certification**, "Best Aquaculture Practices - Finfish and Crustacean Farms - Issue 2.4," 2017. [Online]. Available: <https://www.bapcertification.org/Downloadables/pdf/standards/PI%20-%20Standard%20-%20Finfish%20and%20Crustacean%20Farms%20-%20Issue%202.4%20-%2023-May-2017.pdf>. [Accessed 8 March 2019].
- 39 **Food and Agriculture Organisation of the United Nations**, "Food Loss and Food Waste," FAO, 2018. [Online]. Available: <http://www.fao.org/food-loss-and-food-waste/en/>. [Accessed 19 July 2018].
- 40 **Food and Agriculture Organisation of the United Nations**, "The State of the Food Security and Nutrition in the World 2017," Food and Agriculture Organisation of the United Nations, Rome, 2017.
- 41 **International Labour Organisation**, "C029 - Forced Labour Convention, 1930 (No. 29)," 1996-2017. [Online]. Available: https://www.ilo.org/dyn/normlex/en/f?p=NORMLEXPUB:12100:0::NO::P12100_ILO_CODE:C029. [Accessed 31 August 2018].
- 42 **Food and Agriculture Organisation of the United Nations**, "Free Prior and Informed Consent - An indigenous peoples' right and a good practice for local communities," Food and Agriculture Organisation of the United Nations, Rome, 2016.
- 43 **European Institute for Gender Equality**, "What is gender-based violence?," European Institute for Gender Equality, 2019. [Online]. Available: <https://eige.europa.eu/gender-based-violence/what-is-gender-based-violence>. [Accessed 8 March 2019].
- 44 **Global Ghost Gear Initiative**, "Global Ghost Gear Initiative - About us," Global Ghost Gear Initiative, [Online]. Available: <https://www.ghostgear.org/about-us>. [Accessed 27 August 2018].
- 45 **British Standards Institution**, "Exercising due diligence in establishing the legal origin of seafood products and marine ingredients - Importing and processing - Code of practice," BSI Standards Limited, London, 2017.
- 46 **International Labour Organisation**, "ILO Declaration on Fundamental Principles and Rights at Work," International Labour Organisation, 2019. [Online]. Available: <https://www.ilo.org/declaration/lang--en/index.htm>. [Accessed 8 March 2019].
- 47 **Corporate Human Rights Benchmark**, "Corporate Human Rights Benchmark Methodology 2018 For the Agricultural Products, Apparel and Extractives Industries," 2018. [Online]. Available: <https://www.corporatebenchmark.org/sites/default/files/documents/CHRB%202018%20Methodology%20Web%20Version.pdf>. [Accessed 8 March 2019].
- 48 **National Resource Governance Institute**, "Local Content - Strengthening the Local Economy and Workforce," National Resource Governance Institute, 2015.
- 49 **IFFO - the marine ingredients organisation**, "What are marine ingredients?," IFFO - the marine ingredients organisation, 2017. [Online]. Available: <http://www.iffo.net/what-are-marine-ingredients>. [Accessed 19 July 2018].
- 50 **Walk Free Foundation**, "Inquiry into an Australian Modern Slavery Act," Walk Free Foundation, 2017.

参考文献

- 51 Institute for Human Rights and Business, "Responsible Recruitment Gateway," Institute for Human Rights and Business, 2019. [Online]. Available: <https://www.ihrb.org/employerpays/>. [Accessed 28 March 2019].
- 52 United Nations, "Our Ocean, Our Future: Call for Action (UN Resolution 71/312)," United Nations, 2017. [Online]. Available: <https://oceanconference.un.org/callforaction>. [Accessed 29 March 2019].
- 53 Food and Agriculture Organisation of the United Nations, "Background - About VMEs," Food and Agriculture Organisation of the United Nations, 2018. [Online]. Available: <http://www.fao.org/in-action/vulnerable-marine-ecosystems/background/en/>. [Accessed 23 August 2018].
- 54 HCV Resource Network, HCV Resource Network, 2005-2018. [Online]. Available: <https://hcvnetwork.org>. [Accessed 29 March 2019].
- 55 Food and Agriculture Organisation of the United Nations, "Voluntary Guidelines for Securing Sustainable Small-Scale Fisheries in the Context of Food Security and Poverty Eradication," 2015. [Online]. Available: <http://www.fao.org/policy-support/resources/resources-details/en/c/418453/>. [Accessed 3 September 2018].
- 56 Food and Agriculture Organisation of the United Nations, "Smallholders and Family Farmers," 2012. [Online]. Available: http://www.fao.org/fileadmin/templates/nr/sustainability_pathways/docs/Factsheet_SMALLHOLDERS.pdf. [Accessed 3 September 2018].
- 57 International Labour Organisation, "Minimum Wage Policy Guide Chapter 3 - Who should get minimum wages?," 2017. [Online]. Available: https://www.ilo.org/wcmsp5/groups/public/---ed_protect/---protrav/---travail/documents/genericdocument/wcms_508528.pdf. [Accessed 31 August 2018].
- 58 Global Reporting Initiative, "Sustainability reporting," Global Reporting Initiative, 2019. [Online]. Available: <https://www.globalreporting.org/information/sustainability-reporting/Pages/default.aspx>. [Accessed 29 March 2019].
- 59 Aquaculture Stewardship Council, "ASC Salmon Standard v1.1," Aquaculture Stewardship Council, Utrecht, 2017.
- 60 Food and Agriculture Organisation of the United Nations, "Responsible use of antibiotics in aquaculture," Food and Agriculture Organisation of the United Nations, Rome, 2005.
- 61 Food and Agriculture Organisation of the United Nations, "FAO Technical Guidelines for Responsible Fisheries," 1997. [Online]. Available: <http://www.fao.org/3/w4230e02.htm#TopOfPage>. [Accessed 3 September 2018].
- 62 International Labour Rights Forum, "Worker Voice Without Worker Agency Fails Seafood Workers," International Labour Rights Forum, 2018. [Online]. Available: <https://laborrights.org/blog/201805/worker-voice-without-worker-agency-fails-seafood-workers>. [Accessed 29 March 2019].

別表



別表1

基本指針 WBA

ワールド・ベンチマークング・アライアンス (WBA) は、作業の指針を示し、その価値および使命を反映した一連の基本指針を策定しました。この指針は協議段階を経て、世界的な利害関係者との共同作業により策定され、円卓会議での議論やオンライン調査、および専門家会議を通じた意見や情報、データのフィードバックに基づき改善されています。

この指針は3つの分野に分かれています。運用に関する指針はアライアンスの機能を説明し、ベンチマーク策定に関する指針はベンチマークをどのように設定するかを定め、内容に関する指針はベンチマークの評価内容を規定しています。

現在この基本指針は、世界的な協議段階を経てその結果および知見を反映したものになっていますが、世界は急激に変化しており、今後さらに新たな視点や見識が出てくる可能性があります。利害関係者との協議を通じて、本指針は新たな知見や現実を反映し、さらに進化する可能性があります。

運用に関する指針

| | |
|----------|---|
| 包括性 | WBA はアライアンスやベンチマークを構築する上で、全ての利害関係者を巻き込み積極的に関わる。 |
| 公平性 | WBA およびそのベンチマークは全ての利害関係者に等しく対応する。 |
| 独立性 | WBA およびそのベンチマークは評価する業界および企業から独立している。 |
| 影響に目を向ける | WBA およびそのベンチマークは、前向きな変化をもたらすために対話を促し SDGs への影響を評価する。 |
| 協調性 | WBA は利害関係者や協力者と協業し、企業の実績と国際的に合意された持続可能性に関する目標との整合性を高める。 |
| 無料で公表 | WBA は公共財であり、そのベンチマークおよび方法論は無料で全ての人に公表される。 |

ベンチマーク策定に関する指針

| | |
|-------------|---|
| 関連性 | WBA のベンチマークは、業界の中核事業に最も関連する持続可能な開発の課題、およびこれらの課題に最も意義深く実施可能な独自の貢献ができる業界および企業に焦点を当てる。 |
| 手法および意図の明確さ | WBA のベンチマークは、その方法論や策定プロセスおよび結果に関する透明性を担保する。 |
| 補完的 | WBA のベンチマークは、他者による作業をベースに SDG への影響に焦点を当てるによりさらに価値を高める。 |
| 対応の速さおよび反復性 | WBA のベンチマークは、定期的な更新を通じて高まる利害関係者の期待や進化する方針、開発および企業実績を反映する。 |

内容に関する指針

| | |
|----------|--|
| バランス | WBA のベンチマークは、企業が SDGs に与える好影響および悪影響両方を評価する。 |
| 社会的期待の反映 | WBA のベンチマークは、関連する SDGs に対する企業の実績と利害関係者の期待との整合度を反映する。 |
| 前向きな姿勢 | WBA およびそのベンチマークは、企業に働きかけ SSDs に対する現在の実績や直面している持続可能性に関するリスク、および将来の可能性を評価する。 |

指標策定の情報源

複数の原則や規範的基準、報告の枠組みおよび部門、製品および課題ごとの取り組みは、SSI 方法論の策定に活用されました。さらに既存のベンチマークからも着想を得ています。

原則および規範的基準

Food and Agriculture Organisation (FAO)

- Code of Conduct for Responsible Fisheries (1995)
- Technical Guidelines for Responsible Fisheries 8, Indicators of Sustainable Development of Marine Capture Fisheries (1999)
- Technical Guidelines for Responsible Fisheries 9, Implementation of the International Plan of Action to prevent, deter and eliminate Illegal, Unreported and Unregulated Fishing (2002)
- Fisheries Technical Paper 443: The Ecosystem Approach to Fisheries (2003)
- Technical Guidelines for Responsible Fisheries 10, Increasing the contribution of Small-Scale Fisheries to Poverty Alleviation and Food Security (2005)
- Technical Guidelines for Responsible Fisheries, Fisheries Management, Managing Fishing Capacity (2008)
- Technical Guidelines for Responsible Fisheries 11, Responsible Fish Trade (2009)
- Technical Guidelines for Responsible Fisheries 12, Information and Knowledge Sharing (2009)
- Technical Guidelines for Responsible Fisheries, Fisheries Management, The Ecosystem Approach to Fisheries (2009)
- Guidelines for the Ecolabelling of Fish and Fishery Products from Marine Capture Fisheries, Revision 1 (2009)
- Technical Guidelines on Aquaculture Certification (2011)
- Voluntary Guidelines for Securing Sustainable Small-Scale Fisheries in the Context of Food Security and Poverty Eradication (2015)
- Scoping study on decent work and employment in fisheries and aquaculture: Issues and actions for discussion and programming (2016)

International Finance Corporation (IFC)

- Guidance Notes to Performance Standards on Environmental and Social Sustainability (2012)

International Labour Organisation (ILO)

- Forced Labour Convention C029 (1930)
- Declaration on Fundamental Principles and Rights at Work (1998)
- Worst Forms of Child Labour Convention C182 (1999)
- Work in Fishing Convention C188 (2007)
- Tripartite Meeting on Issues relating to Migrant Fishers (2017)

Organisation for Economic Co-operation and Development (OECD)

- OECD Guidelines for Multinational Enterprises (2008)
- OECD Due Diligence Guidance for Responsible Business Conduct (2018)

United Nations (UN)

- Protocol to Prevent, Suppress and Punish Trafficking in Persons Especially Women and Children, supplementing the United Nations Convention against Transnational Organised Crime (2000)
- Guiding Principles on Business and Human Rights (2011)

United Nations Global Compact

- The Ten Principles of the UN Global Compact (2018)

企業の報告の枠組み

Fishery Progress (FisheryProgress.org)

- Fishery Improvement Project Progress Tracking Database & Tools (2018)

Global Reporting Initiative (GRI)

- GRI Standards 2016

GRI and UN Global Compact

- Business Reporting on the SDGs (2017)

International Integrated Reporting Council (IIRC)

- The international I/R Framework (2013)

Shift Project

- U.N. Guiding Principles Reporting Framework (2018)

指標策定の情報源

部門、製品および課題ごとの取り組み

Amfori Business Social Compliance Initiative (BSCI)

- BCSI Code of Conduct

Aquaculture Stewardship Council (ASC)

- Abalone Standard Version 1.0 (January 2012)
- Bivalve Standard Version 1.0 (January 2012)
- Pangasius Standard Version 1.0 (January 2012)
- Freshwater Trout Standard Version 1.0 (February 2013)
- Shrimp Standard Version 1.0 (March 2014)
- Seriola and Cobia Standard Version 1.0 (October 2016)
- Salmon Standard Version 1.1 (April 2017)
- Tilapia Standard Version 1.1 (April 2017)
- Feed Standard Second draft, published for public consultation period 2 (21 August 2017 – 21 October 2017)

Certification and Ratings Collaboration

- Framework for Social Responsibility in the Seafood Sector (2018)

Conservation Alliance - for Seafood Solutions

- Guidelines for Supporting Fishery Improvement Projects (2015)
- A Common Vision for Sustainable Seafood (2018)

Environmental Justice Foundation, World Wildlife Fund, Pew Charitable Trusts, Oceana (2017)

- PAS 1550 (2017)

Ethical trading initiative (ETI)

- ETI Base Code (2014)

Fair trade USA – Capture Fisheries Standard

- Capture Fisheries Standard Version 1.0 (2014)

Global Aquaculture Alliance - Best Aquaculture Practices (BAP)

- Seafood Processing Plant Standard Issue 4.2 (2015)
- Mollusk Farm Standard Issue 1.0 (2016)
- Finfish and Crustacean Farm Standard Issue 2.4 (2017)

Global Dialogue on Seafood Traceability

- Framework for Interoperable Seafood Traceability (2018)

Global Sustainable Seafood Initiative (GSSI)

- GSSI Global Benchmark Tool, Version 1 (October 2015)

International Fish Meal and Fish Oil Organisation (IFFO)

- Global Standard for Responsible Supply of Marine Ingredients – Requirements for certification, Version 2.0 (2017)

Institute for Human Rights in Business (IHRB)

- 2018 Global Forum on Responsible Recruitment and Employment (2018)

International Labour Rights Forum (ILRF)

- Taking Stock: Labour Exploitation, Illegal Fishing and Brand Responsibility in the Seafood Industry

Marine Stewardship Council (MSC)

- Chain of Custody Standard: Default Version, Version 4.0 (2015)
- Fisheries Standard Version 2.01 (2018)

Monterey Bay Aquarium - Seafood Watch

- Seafood Watch Standard for Fisheries, Version F3.2 (October 2016-Present)
- Seafood Watch Standard for Aquaculture, Version A3.2 (October 2016-Present)

Ocean Health Index

- Global Scores (2015)

Oxfam

- Ripe for Change: Ending human suffering in supermarket supply chains (2018)

Seafish - Risk Assessment for Sourcing Seafood (RASS)

- RASS Scoring Guidance (2016)

Seafish - Responsible Fishing Scheme (RFS)

- Responsible Fishing Scheme Standard, Version 1 Issue 2 (2016)

Seafood Business for Ocean Stewardship (SeaBOS)

- Joint Statement from the 1st Keystone Dialogue (2016)

指標策定の情報源

Sustainable Fisheries Partnership – FishSource

- FishSource Scores (2018)

Sustainable Fisheries Partnership – Ocean Disclosure Project (ODP)

- Ocean Disclosure Project (2018)

The Sustainable Trade Initiative (IDH)

- Aquaculture: moving beyond certification and the farm level (2017)

World Wildlife Fund (WWF)

- Traceability Principles for Wild Caught Fish (2015)

既存のベンチマーク

Access to Medicine Foundation

- Methodology for the 2018 Access to Medicine Index (2017)
- 2016 Access to Medicine Index (2016)

Access to Nutrition Foundation

- Access to Nutrition Index – Global Index 2018 (2018)

Access to Seeds Index

- Methodology for the Access to Seeds Index 2016 (2015)
- 2016 Access to Seeds Report (2016)
- Methodology for the Access to Seeds Index 2019 (2018)

Corporate Human Rights Benchmark (CHRB)

- Corporate Human Rights Benchmark Methodology 2018
- Corporate Human Rights Benchmark Key Findings 2017

Equileap

- Gender Equality Global Report & Ranking (2017)

Farm Animal Investment Risk & Return (FAIRR)

- Coller FAIRR Protein Producer Index (2018)

Know the Chain (by Humanity United)

- Benchmark Methodology – Food & Beverage Sector Version 2 (2017)

Responsible Mining Foundation

- Responsible Mining Index 2018 (2018)

ShareAction

- Workforce Disclosure Initiative (2017)

専門家審査委員会

専門家審査委員会（ERC）は、利害関係者と関わるプロセスにおいて重要な要素になっており、水産物の管理監督の議題について何らかの立場で活動している個々の利害関係者により構成されています。ERC のメンバーの専門知識は、SSI の対象範囲になっている全ての関連分野を網羅しており、メンバーは SSI チームに対して戦略的指針や提言、および SSI の対象範囲、体制、内容および方法論に関する助言を提供します。ERC の多様なメンバー構成により、SSI の方法論の策定および改善時には、様々な視点や見解を検討することができます。

以下に記載する専門家は ERC のメンバーです。:

| | |
|--------------------------|---|
| Robert Blasiak | Stockholm Resilience Centre (SRC) |
| Bertrand Charron | Aquaculture Stewardship Council (ASC) |
| Clarus Chu | Worldwide Fund for Nature (WWF) |
| Jennifer Dianto Kemmerly | Monterey Bay Aquarium (MBA) |
| John Garner | Retired seafood representative |
| Abigail Herron | Aviva Investors |
| Duncan Leadbitter | Fish Matter |
| Blake Lee-Harwood | Sustainable Fisheries Partnership (SFP) |
| Oluwemisi Oloruntuyi | Marine Stewardship Council (MSC) |
| Henk Peters | Oxfam |
| Huw Thomas | Offshore Shellfish Ltd |



ロンドン（イギリス）にて 2018 年 6 月 26 日・27
日に開催された ERC 会議の ERC メンバー



World Benchmarking Alliance

Rhijnspoorplein 28

1018 TX Amsterdam

The Netherlands

r.beukers@worldbenchmarkingalliance.org

www.worldbenchmarkingalliance.org

著作権

明確に書面化された World Benchmarking Alliance の許可がなければ本レポートの全内容もしくは部分的にも複製もしくは配布はされてはならない。

出典 Shutterstock.com

| | | | | | |
|------|-------------------|------|----------------|------|--------------------|
| p.1 | Sutipond | p.20 | Norjipin Saidi | p.39 | Xfilephotos |
| p.3 | Leonie Broekstra | p.23 | Marco Lissoni | p.46 | Borkin Vadim |
| p.4 | Geet Theerawat | p.30 | PhotoShopping | p.52 | Pratan Ounpitipong |
| p.5 | Tonkinphotography | p.31 | Jordan Lye | p.66 | ZoranOrcik |
| p.14 | ZoneFatal | p.34 | Josep Curto | p.71 | Bas Geerts |

レイアウト

Omdat Ontwerp, The Netherlands

www.worldbenchmarkingalliance.org

